民生委員･児童委員活動に関する検討委員会

中間のまとめ

平成 30 年９月

東 京 都 福 祉 保 健 局

目次

１　中間のまとめの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　都内民生委員・児童委員の現状
（１）平成 28 年 12 月の一斉改選における状況
① 民生委員・児童委員の委嘱状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
② 年齢別委嘱者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
③ 職業別委嘱者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）充足率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（３）活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（４）複雑化・多様化する地域課題
① 人口構造、世帯構造の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
② 多様化する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
③ 近年における社会福祉諸制度の見直し等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
④ 地域共生社会の実現に向けた国の改革の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・８
⑤ 全民児連実施「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」 ・・９
⑥ 東京都地域福祉支援計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
⑦ 「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について　中間まとめ」の策定・・・・10
３　関係機関における検討
（１）国（厚生労働省）における検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（２）全民児連における検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（３）都民連における検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
４　早期の課題解決に向けて
（１）適任者確保の取組
① 活動の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
② 候補者への適切な説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
③ 候補者の推薦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
④ 民生委員推薦準備会の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（２）民生委員・児童委員の活動支援に向けた環境整備
① 地域の実情に応じた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
② 民生委員・児童委員に依頼される業務の多様化・・・・・・・・・・・・・・・・24
③ 民児協組織の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
④ 民生委員・児童委員同士の支え合い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
⑤ 民生委員・児童委員活動における連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
⑥ 民生委員・児童委員活動費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
５　最終報告に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

○　本報告書中に使用している主な略語

・「区域担当」……　区域担当の民生委員・児童委員
・「民児協」……　民生児童委員協議会
・「都民連」……　東京都民生児童委員連合会
・「推薦会」……　民生委員推薦会

○　本文の図表に掲げる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
このため、百分率については、各要素の合計が 100%とならないことがある。

１　中間のまとめの趣旨

○　平成 31 年に行われる民生委員・児童委員の一斉改選に向けて、早急に結論を出す必要のある民生委員・児童委員の活動環境の整備を中心に考え方をまとめました。

○　平成 31 年３月の最終報告に向け、検討の方向性を示します。

２　都内民生委員・児童委員の現状

（１）平成 28 年 12 月の一斉改選における状況

①　民生委員・児童委員の委嘱状況

○　定数 10,324 人に対し、委嘱数が 9,491 人、充足率は 91.9%です。このうち、区域担当の民生委員・児童委員（以下「区域担当」という）のは、91.7%です。（表 1）

表1　民生委員・児童委員の委嘱状況[1]

区分	定数	委嘱数	男		女		欠員数	充足率
区域担当	9,544 人	8,754 人	2,213 人	25.3%	6,541 人	74.7%	790 人	91.7%
主任児童委員	780 人	737 人	134 人	18.2%	603 人	81.8%	43 人	94.5%
合計	10,324 人	9,491 人	2,347 人	24.7%	7,144 人	75.3%	833 人	91.9%

（平成 28 年度福祉保健局生活福祉部調査）

②　年齢別委嘱者数

○　区域担当は 60 歳代が 62.8%を占めており、次いで 50 歳代が 18.5%、70 歳代が 15.5%と続き、49 歳以下は約 3%と少数です。

○　主任児童委員は、年齢要件が区域担当よりも低く設定されているため、55 歳以上が 54.0%、50 歳～55 歳未満が 27.8%、49 歳以下が 20%弱となっています。（表 2）

表2　民生委員・児童委員の年齢別委嘱者数 [1]

区分	委嘱者数（上段：人数（人）、下段：構成比（%））						平均年齢
区域担当	合計	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～72歳	
	8,754	9 (0.1)	274 (3.1)	1,616 (18.5)	5,495 (62.8)	1,360 (15.5)	63.9歳
主任児童委員	合計	40歳未満	40～49歳	50～54歳	55～64歳		
	737	4 (0.6)	130 (17.6)	205 (27.8)	398 (54.0)		54.8歳

（平成 28 年度福祉保健局生活福祉部調査）

[1] 平成 27 年 4 月に八王子市が中核市に移行し、民生委員・児童委員に関する事務が移管された。そのため、中核市移行後の各種数値は、八王子市を含んでいない

③　職業別委嘱者数

○　就労中の民生委員・児童委員は、区域担当では 45.7%、主任児童委員では 61.5%であり、合計 4,457 人が就労しています。就労者の割合は、平成１９年度に比べて区域担当、主任児童委員とも増加しています。（表３）

表3　民生委員･児童委員の職業別委嘱者数 [1]

	区分	定数（人）	委嘱数（上段：人数（人）、下段：構成比（%））												
			合計	社会福祉事業従事者	宗教家又は宗教教師	医師又は歯科医師	その他の保健医療業	弁護士	教育者	農業従事者	会社員	自営業	公務員	その他	無職
H19	区域担当	9,666	9,122	113	99	5	44	1	44	112	178	2,430	47	716	5,333
			(100)	(1.2)	(1.1)	(0.1)	(0.5)	(0.0)	(0.5)	(1.2)	(2.0)	(26.6)	(0.5)	(7.8)	(58.5)
	主任児童委員	795	753	18	9	1	7	0	16	6	25	187	8	100	376
			(100)	(2.4)	(1.2)	(0.1)	(0.9)		(2.1)	(0.9)	(3.3)	(24.8)	(1.1)	(13.3)	(49.9)
H28	区域担当	9,544	8,754	271	74	3	93	1	58	62	327	2,016	59	1,040	4,750
			(100)	(3.1)	(0.8)	(0.0)	(1.1)	(0.0)	(0.7)	(0.7)	(3.7)	(23.0)	(0.7)	(11.9)	(54.3)
	主任児童委員	780	737	30	6	2	10	0	16	6	44	180	6	153	284
			(100)	(4.1)	(0.8)	(0.3)	(1.4)		(2.2)	(0.8)	(6.0)	(24.4)	(0.8)	(20.7)	(38.5)

（福祉保健局生活福祉部調査）

（２）充足率の推移

○　東京都全域、全国とも、充足率は一斉改選ごとに低下しています。（表４）

表４　東京都の充足率の推移 [1]

	平成 22 年度	平成 25 年度	平成 28 年度
東京都	94.1%	93.9%	91.9%
全国	97.7%	97.1%	96.3%

（東京都：福祉保健局生活福祉部調査）

（全国：厚生労働省資料をもとに福祉保健局生活福祉部作成）

（３）活動状況

○　民生委員・児童委員の活動日数は、平成 19 年度は一人当たり 12.1 日程度だったのが、平成 28 年度では一人当たりの月平均で 12.5 日程度となっています。（図１）

図1　一人当たり月平均活動日数の比較

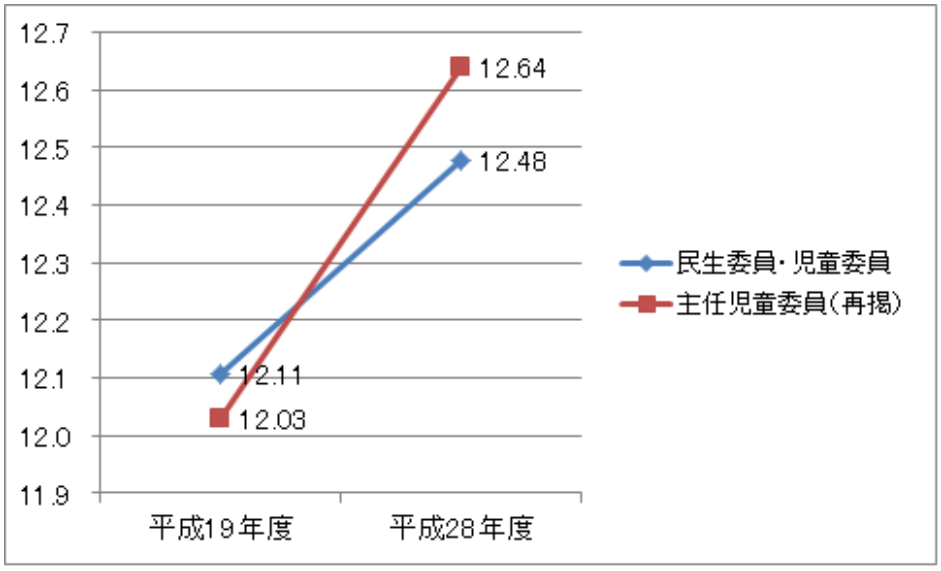

（活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成）

○　民生委員・児童委員の活動状況について、活動記録の集計結果を見てみると、相談支援件数が減少し、関係機関との連絡調整回数が増加しています。

　これは、地域包括支援センターや子ども家庭支援センターなどの専門分野ごとの相談機関が住民の身近な地域に整備されたことから、住民のニーズを必要なサービスへ「つなぐ」ことへと活動形態が変化してきたためと思われます。

　また、一人・一月当たりのその他の活動件数・訪問回数（友愛訪問のみ）は、概ね２２件で推移しています。（図２）

図2　一人当たり月平均活動件数の推移

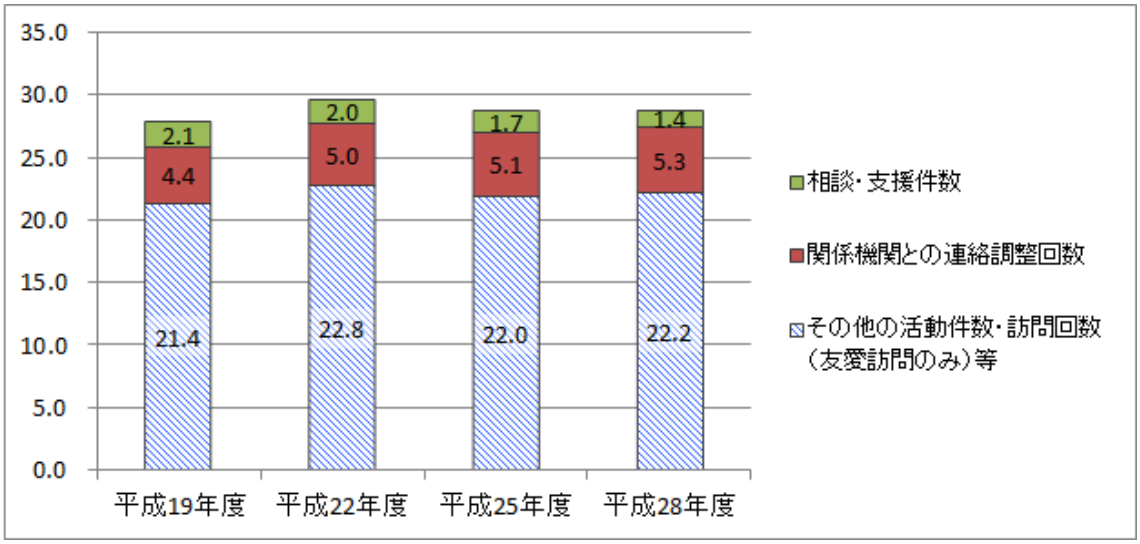

（活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成）

○　民生委員・児童委員が行う相談・支援を分野別に見ると約 60%が高齢者に関するものです。（図３）

図3　分野別相談･支援の構成比

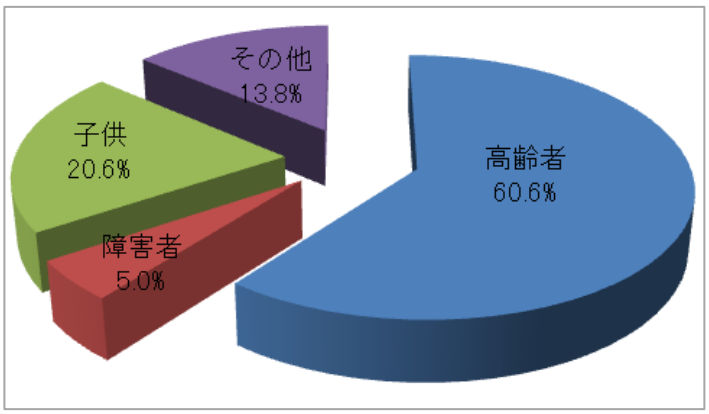

（平成 28 年度活動記録集計結果をもとに福祉保健局生活福祉部作成）

○　単位民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）による活動について、実施方法を問わず民児協としてその活動を行っているかを聞いたところ、上位は「学校などへの訪問活動」「高齢者への訪問活動」でした。（図 4）

図4　単位民児協による住民向け活動の実施状況

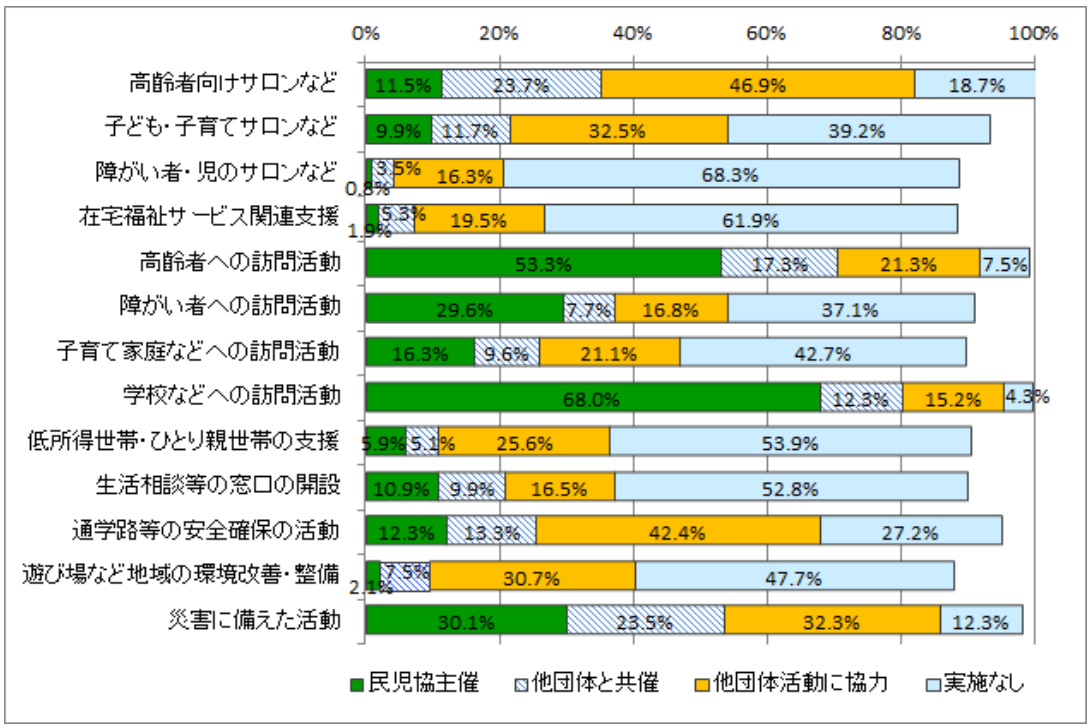

（平成 28 年度全国調査[2]のうち東京都分）

[2] 全国民生委員児童委員連合会（以下「全民児連」という。）が平成 28 年度に実施した民生委員制度創設 100 周年記念全国モニター調査

（4）複雑化・多様化する地域課題

①　人口構造、世帯構造の変化

○　東京都の人口は、今後もしばらく増加を続け、2025 年に 1,398 万人でピークを迎え、その後、減少に転じると見込まれます。

その中で、老年人口（65 歳以上）は、年々増加することが予測され、2015 年には高齢化率が 22.7%であったところ、2060 年には 33.7%となると見込まれます。（図 5）

図5　東京都の年齢階級別人口及び高齢化率の推移

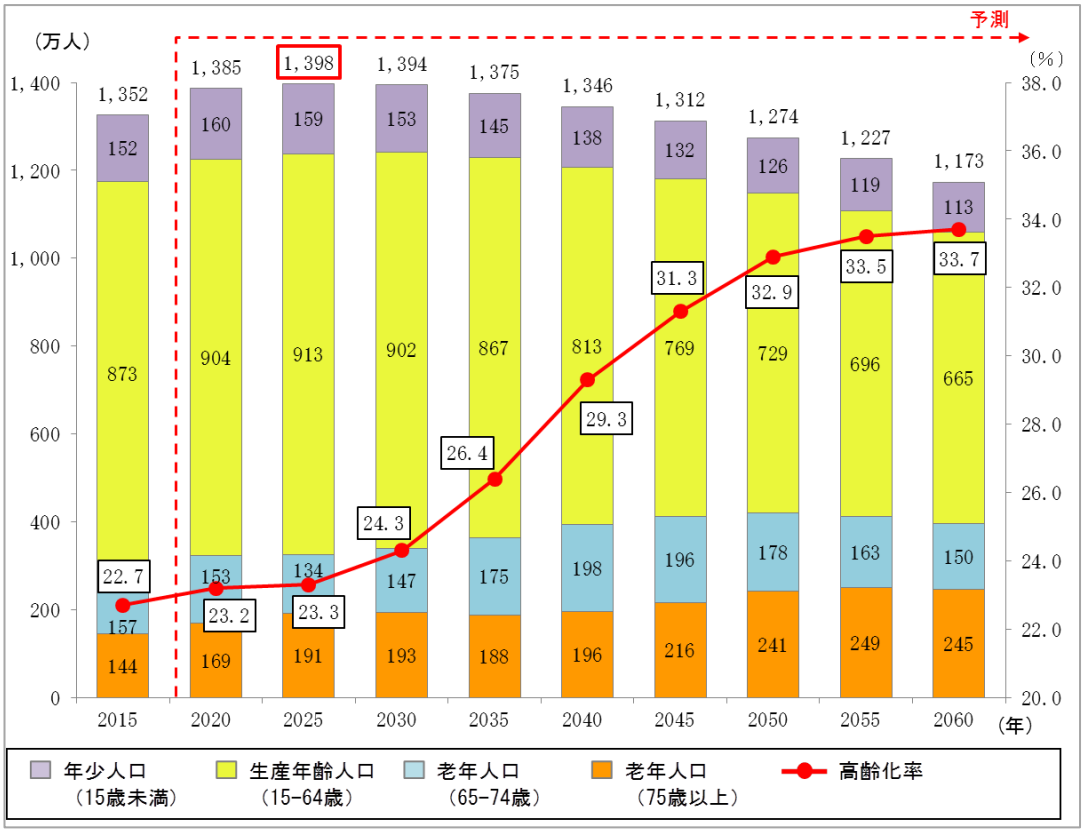

（資料）「国勢調査」（総務省）等より作成
（備考）　1．2020 年以降は東京都政策企画局による推計
　　2．四捨五入や、実績値の総数には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある

○　東京都の一般世帯数は、2015 年の 669 万世帯から、2030 年には 708 万世帯まで増加し、その後、人口減少の影響により 2060 年には 620 万世帯まで減少すると見込まれます。

○ 65 歳以上の単独世帯に、世帯主の年齢が 65 歳以上の夫婦のみの世帯を合わせた世帯数は、2015 年の 136 万世帯から、2060 年には 185 万世帯になり、全世帯の 3 割が、高齢者の一人暮らしや二人暮らしによって占められることになります。

② 多様化する課題

○ 東京では、少子高齢化の急速な進展による単身世帯の増加、核家族化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄になり、社会から孤立する人々が生じやすくなっています。また、地域や家庭の「子育て力」が低下し、子育てに不安を抱える家庭が増加していることも指摘されています。

○ 経済的困窮やひきこもり、認知症など、多様な課題を抱えた方も増加しており、こうした課題を丸ごと受け止め、住民に寄り添いながら適切な支援につなげる上で、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなっています。

③ 近年における社会福祉諸制度の見直し等[3]

社会の変化が急速に進む中、この数年の間においても生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策推進法など、新たな法律の施行や法改正によって、民生委員・児童委員の活動にも影響が出ています。

ア）社会福祉法の改正（平成 29 年 4 月施行）

- 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、地域における公益的取り組みを実施する責務を明確化

イ）介護保険制度の改正（平成 27 年 4 月施行）

- 高齢者が住み慣れた地域で、最後まで安心して生活を送ることができる「地域包括ケアシステム」を推進

ウ）新たな認知症総合戦略（新オレンジプラン）の策定（平成 27 年 1 月）

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会づくりの推進

エ）障害者総合支援法等の改正（平成 30 年 4 月施行）

- 施設利用者の円滑な地域移行のために、「自立生活援助サービス」を新たに創設。巡回訪問や随時の対応により、障害者の地域生活を支援

オ）障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

- すべての国民が、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す。

[3] 平成 28 年 11 月　全民児連「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会　中間報告」を一部改変

カ）子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年４月）

- 就学前の子どもの保育・教育の一体的な提供を目指す

キ）児童福祉法等の改正（平成 29 年４月施行）

- 児童福祉法の理念の明確化として、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等を規定

ク）生活困窮者自立支援制度の施行（平成 27 年４月）

- 経済的困窮、社会的孤立等、複合的な課題を有し、生活保護の手前の段階にあるような人びとの自立支援を強化

ケ）子供の貧困対策推進法の施行（平成 26 年１月）

- 子供の ６ 人に１人が貧困状態にあるとされるなか、貧困家庭の子供への教育支援をはじめ、子どもの貧困対策を総合的に進める国の責任を明確化

【関連分野】

コ）災害対策基本法の改正（平成 25 年６月施行）

- 要援護者の支援体制整備を推進するため、発災時に自力での迅速な避難が困難な者（避難行動要支援者）の名簿をあらかじめ作成するよう市町村長に義務付け

サ）消費者教育推進法の施行（平成 24 年 12 月）

- 消費者被害の防止に向け、消費者自らの判断力を高める研修機会の提供等の取り組みを推進

④　地域共生社会の実現に向けた国の改革の方向性

○　国は、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとした改革を進めています。この改革は、「我が事」と「丸ごと」の二つのキーワードで説明されます。

◆　「我が事」

家庭の機能の低下や、日常の様々な場面におけるつながりの弱まりを背景に、社会的孤立や制度のはざまの課題が表面化していることから、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」の意識を持って、課題の解決や地域づくりに主体的に取り組み、つながり支え合う地域を育んでいくことをいいます。

◆　「丸ごと」

様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況が見られることや、地域によっては急速な人口減少が進んでおり、専門人材の確保や公的支援の安定的な提供が困難になってきていることなどを背景に、課題に包括的に対応したり、地域の実情に応じて高齢・障害といった分野をまたがった総合的な支援を提供しやすくしたりできるようにすることをいいます。

○　また、地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が、「地域福祉」の考え方に沿って、自らにできることを考え、暮らし続けたい地域の将来像やそのための方法について、利害を調整しながら合意し、共通の目標に向かって連携することで、住民一人ひとりの暮らし、生きがい、主体性、尊厳などが尊重され、守られる社会の姿です。

⑤　全民児連実施「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」（平成 28 年度）

○　この調査で把握した課題を抱える人の多くは、「認知症」や「知的・発達障害、精神障害」があり、自らの状況を認識できていない可能性に加えて、ＳＯＳを発する意思や意欲が低い状態にある可能性もあります。

このようなケースに対し、民生委員の訪問や近隣住民からの相談をきっかけに関わりが始まっている例も少なくありません。

○　民生委員・児童委員がつないだ機関による支援の有無にかかわらず、民生委員・児童委員や民児協として高い割合で「定期的な訪問」を実施しています。

社会的孤立状態にある人のなかには、 民生委員だけを介して地域とつながっている事例も多くありましたが、民生委員だけが背負い込むのではなく、地域住民を巻き込んでいくことが今後は一層重要であり、それは国が掲げる地域共生社会の実現につながります。

○　専門職による相談支援体制が確立されたうえで、民生委員が地域とのつながりを再構築するきっかけを作りつつも、住民同士が関わり合い、そしてそれを専門機関等がきちんと支援していくことができてこそ、成果が現れるまでに長い時間を要する社会的孤立状態にあって課題を抱える人の支援が可能になるといえます。

⑥　東京都地域福祉支援計画の策定

○　平成 30 年３月に東京都地域福祉支援計画を策定しました。この計画には、地域の支え合いを育み、都民の安心した暮らしを支え、地域福祉を支えるというテーマに沿って、包括的な相談・支援体制の構築や身近な地域における住まいの確保や居場所づくり、生活困窮者への総合的な支援体制の整備、福祉人材の確保・育成・定着、地域の多様な人材の参画と連携など、分野を超えたきめ細かな対応を充実させるための様々な施策を盛り込んでいます。

○　この計画の中で、民生委員・児童委員は、地域福祉の支え手の一つとして取り上げられています。

⑦　「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について　中間まとめ」の策定（東京都社会福祉協議会）

○　平成３０年３月に発行したこのまとめでは、国の動きを受けて、東京において今後いかにして地域共生社会づくりを進めるべきかを検討しました。

○　民生委員・児童委員に期待することとして、

- 地域課題が複雑化・困難化する中で、民生委員・児童委員はこれまで以上に重要な役割が期待されるが、個人の民生委員・児童委員の力だけでは限界があり、関係機関との連携により役割を分担、軽減したり、活動をサポートする体制が重要です。
- 個人の資質向上に加えて、民生委員・児童委員同士がチームで動くことにより「つなぐ役割」だけでなく、持続的な「寄り添う支援」が可能になると思われます。
- また、民生委員・児童委員と個々の社会福祉法人、事業所とがそれぞれの強みを活かして協力するだけでなく、都内各地で進む社会福祉法人の地域連携ネットワークと民生児童委員協議会が組織的に連携することも重要です。
- 民生児童委員協議会、社会福祉法人のネットワーク、地域福祉コーディネーターの協働による「チーム方式の地域福祉推進体制」（「東京モデル」）を機能させ、関係者との協働を深め、多様性ある“共創”社会をめざすことが求められます。

３　関係機関における検討

（１）国（厚生労働省）における検討

○　平成２５年度に厚生労働省に設置された「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」では、民生委員が地域の中核としてその力を十分に発揮できるよう活動環境の整備に向けた検討を行い、緊急的にしっかりと取り組む事項について「早期に対応できるもの」として提言をとりまとめました。

○　今後、時間をかけて慎重に検討する項目として、民生委員・児童委員の活動範囲に係る他制度の整理、研修等による民生委員・児童委員の「なり手」への仕組みづくり、民児協・単位民児協事務局機能の強化　などが挙げられています。

（２）全民児連における検討

○　社会や家庭の姿が大きく変わるなか、民生委員・児童委員活動を取り巻く状況も変化しています。住民の生活課題、福祉課題が多様化するなか民生委員・児童委員への期待が高まる一方、活動範囲の広がりや、それに伴う負担の拡大、さらには新たななり手の確保の困難さなどが全国的に指摘されています。

○　こうした状況のなか、全民児連では、「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」を設置し、100 年の歴史の総括、また現状と課題の整理を踏まえ、今後の制度や活動のあり方について検討を行い、平成 30 年３月に最終報告を取りまとめました。

○　この報告では、民児協の機能強化、単位民児協の基盤の強化、研修の実施、民生委員・児童委員候補者の推薦方法の多様化、民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げるための広報、新任委員を支える民児協運営など、関係者が取り組むべき事項について整理されました。

（３）都民連における検討

○　都民連では、100 年の価値ある実践を継承し、さらに発展させるために、民生委員・児童委員として個別支援活動と地域づくりの両面から様々な場面で協働の取り組みを深め、住民の課題を解決できる地域社会を目指して、平成 28 年 11 月に「東京版活動強化方策」を策定しました。

○　この活動強化方策は、個別支援活動の向上、班体制の確立、民児協組織の強化、児童委員活動の充実、協働による地域福祉活動の５本の柱からなり、今後 10 年の民生委員・児童委員活動の羅針盤として活用していきます。

４　早期の課題解決に向けて

東京都社会福祉協議会がとりまとめた「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について　中間まとめ」では、大都市東京ならではの“あるべき地域共生社会の姿”を追求することを意識して、地域共生社会づくりを進める地域基盤（しくみ）のあり方や、地域福祉コーディネーターの配置と育成策、社会福祉法人の地域公益活動、民生委員・児童委員活動の連携・協働などについて述べています。（図６）

図6　東京らしい“地域共生社会づくり”全体イメージ

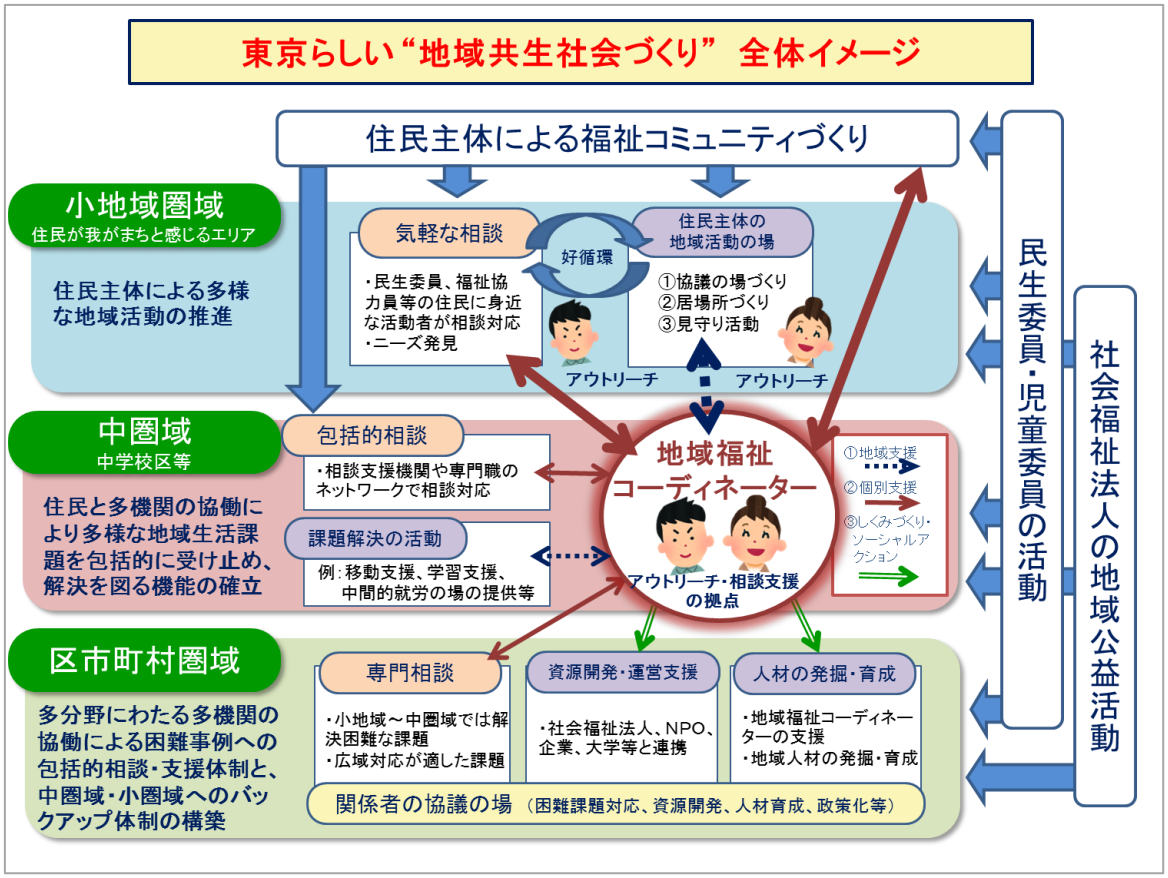

以下、地域共生社会づくりの中で、民生委員・児童委員が地域福祉における住民の中核として、力を効果的に発揮できるよう、様々な取り組みについて検討します。

（１）適任者確保の取組

民生委員・児童委員のなり手不足の解消のため、民児協、行政、社協など関係者が協力して、民生委員・児童委員の選任に積極的に取り組むことが必要です。また、様々な年代、経験を有した多様な人材の確保の観点も重要です。

① 活動の周知

＜現状・課題＞

○ 平成 28 年６月に、福祉保健局インターネット福祉保健モニターに対し民生委員・児童委員についてアンケートを実施したところ、「民生委員・児童委員」を知っていたと回答したのは約８割[4]でした。一方、約７割が「あまり周知されていないと思う。」と回答しています。（図７、図８）

図7 あなたは、以前から民生委員・児童委員についてご存じでしたか。

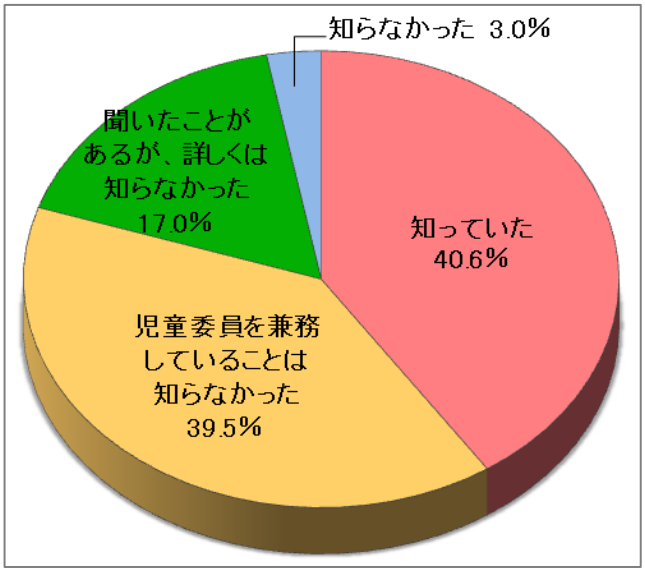

図8 民生委員・児童委員について、十分な周知がされていると思いますか。

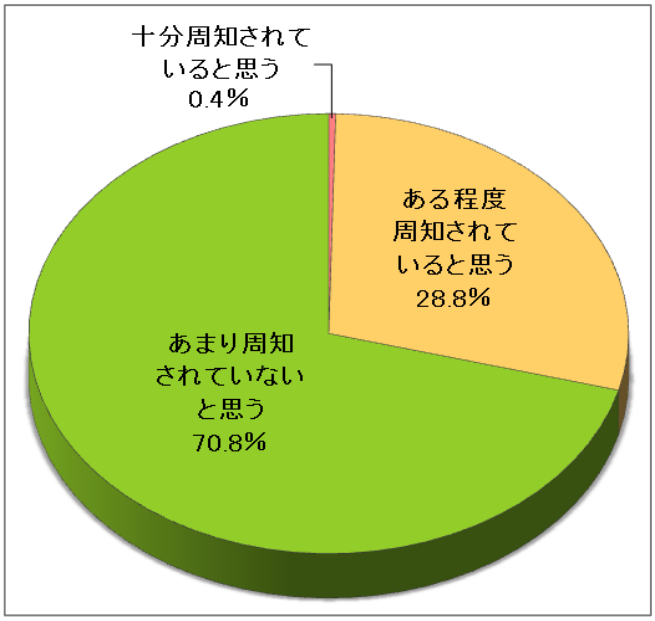

[4] 民生委員・児童委員を知っていたのは 40.6%、（民生委員は知っていたが）児童委員を兼務していることは知らなかった 39.5%の計 80.1%

○　また、民生委員・児童委員及び主任児童委員を地域住民によく知ってもらうための方法について「新聞・テレビ等のマスコミを通じて民生委員・児童委員の活動をPRすること」「学校や地域の行事等に民生委員・児童委員が参加し、PRすること」「都や区市町村のイベントで民生委員・児童委員をPRすること」を選択した人が多数いました。（図９）

図９　今後、民生委員・児童委員及び主任児童委員を地域住民の皆様によく知ってもらうためには、どのような方法が望ましいと思いますか。（上位３項目集計）

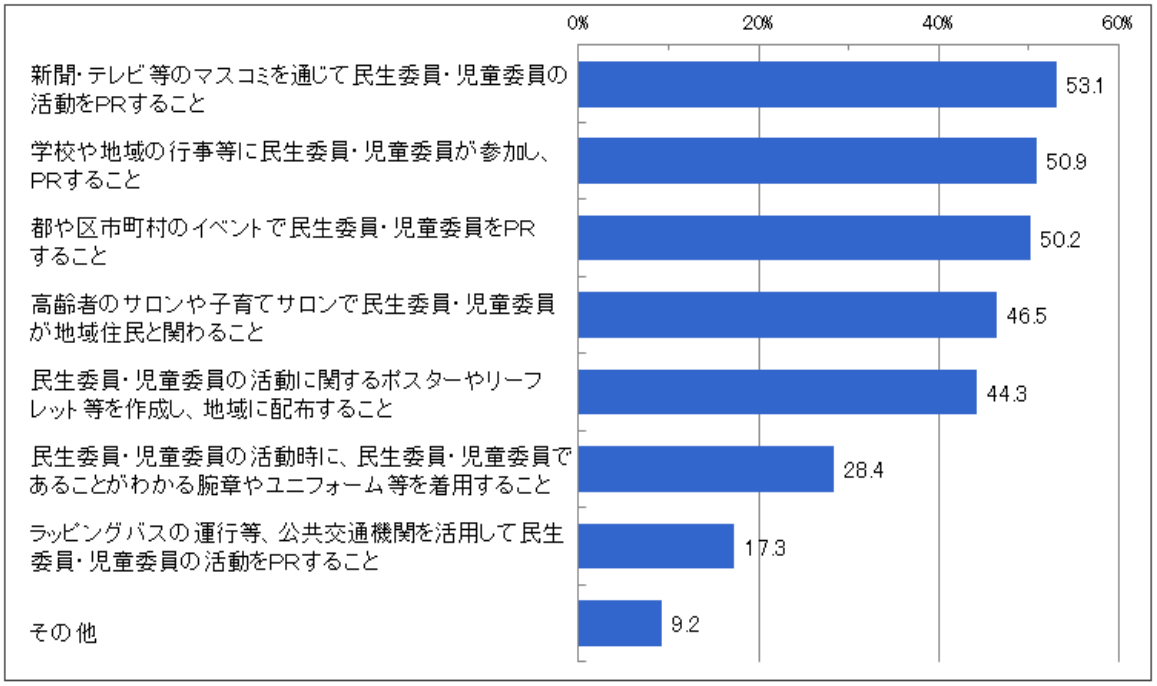

（図７～図９　平成 28 年 8 月　福祉保健局インターネット福祉保健モニター「民生委員・児童委員」について 回答者 271 名）

○　民生委員・児童委員のなり手不足の背景には、「民生委員は大変」とのイメージが社会に広がっているためと指摘されています。また、「民生委員は報酬をもらって活動している」、「頼んだことは何でもやってくれる」といった誤解をしている住民が少なくありません。

　そうした否定的なイメージを払しょくし、民生委員の性格や役割の正しい理解を図っていく必要があります。

○　また、民生委員・児童委員の活動を知られていないため、家庭を訪問しても拒否されるなど、活動の周知不足が地域における活動のしにくさにつながっています。

○　民生委員は児童委員を兼ねています。児童委員が地域で子育て家庭に対する相談支援や子育てサロン、地域の見守り等様々な活動を行っている一方、地域には、子育てに関する不安や悩みを抱えつつも相談につながらず課題を抱える親子がいます。

○　全国調査では、区域担当の民生委員・児童委員があなたであることを知っている世帯の割合は、７割以上が 7.4%、１割未満が 20.5%と、具体的な委員を知っている住民が少数であり、主任児童委員も同様の傾向となっています。（図１０、図１１）

図10　区域担当の民生委員･児童委員があなたであることを知っている世帯の割合

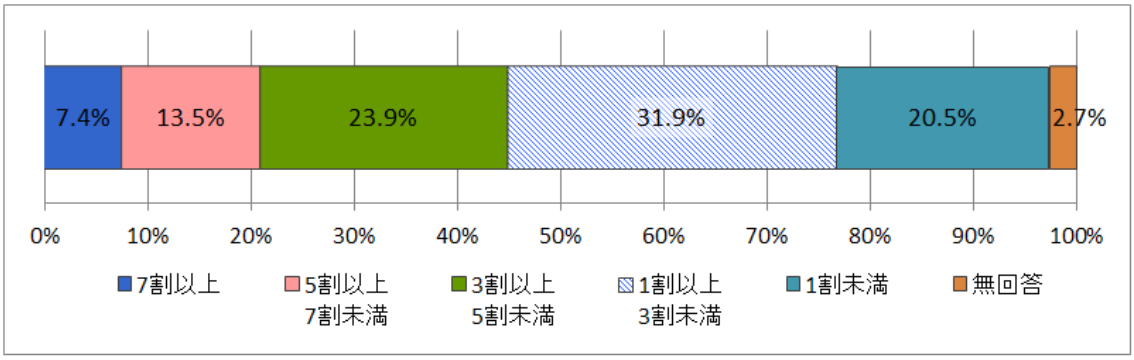

図11　地域の主任児童委員があなたであることを知っている世帯の割合

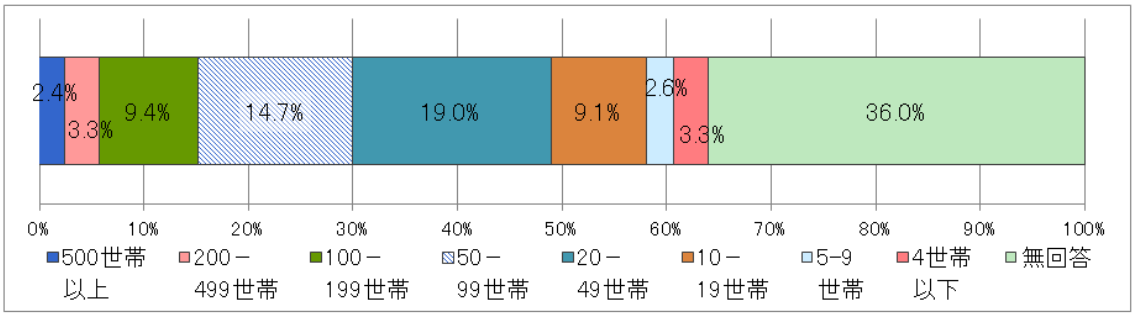

（図 10,図 11　平成 28 年度全国調査のうち東京都分）

○　また、活動を多くの地域住民に知ってもらうことにより、地域住民からは「頼りになる」「必要な」存在として認識されるような取組が必要です。

＜取組の方向性＞

○　地域住民や関係機関等に対して、民生委員・児童委員の制度や活動内容をわかりやすく、積極的に周知していくことが必要です。

○　その場合、民生委員・児童委員の役割や職務の紹介にとどまらず、何のために PR するのか、「誰に」「何を」「どのように」知ってもらうかを明確にすることが大切です。

○　例えば、５月の民生委員活動強化週間に合わせた集中的な広報を行うことや、民生委員・児童委員の活動内容や、委員がどのように対応し相談機関等につなげるのか分かりやすい住民向けパンフレット、候補者の推薦母体となる自治会等に対し活動内容のほか、どんな人が適任かなど正しく知っていただくためのパンフレット、児童委員の役割や子育てサロン・地域の見守り等、様々な活動を行っていることを知ってもらい、児童虐待の防止等に資する子育て機関・子育て家庭向けパンフレットは、民生委員・児童委員活動の普及啓発に有効です。

○　また、地域の中で民生委員・児童委員が誰なのか知っていただくためのＰＲ、例えば、認知症サポーター養成講座に民生委員・児童委員も参加してもらう、また、小中学校における行事等に民生委員・児童委員が呼ばれた際に、委員活動を紹介する機会を設ける工夫などが考えられます。

○　さらに、民生委員・児童委員が地域に存在する意義や、地域にある関係機関や行政等との違い（民生委員・児童委員の特色）、活動は大変だけど、やって良かったと思うときなどの民生委員・児童委員としての「生の声」を知らせることなど地域住民に対し訴求力のある魅力的な PR も効果的です。

○　民生委員・児童委員活動実態調査[5]（以下「実態調査」という）では、YouTube 等をはじめとするインターネットを活用した広報や、他機関・他団体が行うイベントへの出展が効果的との回答が多くあり、高齢者・子育て支援のサロンなど積極的に地域に出向くことや自らサロンを開催する等、地域でのイベントを通じて住民に民生委員・児童委員の活動や顔を知ってもらう機会は、相談にもつながる効果的な PR になります。（図１２）

○　このように、多層的、継続的な広報により、住民の理解・共感を得ることができ、適任者の確保につながります。

[5] 民生委員・児童委員活動実態調査　都内の民生委員・児童委員 960 人（有効回答数）に対し、民生委員・児童委員としての日頃の活動から感じている意識等について聞いた調査

図12　効果的な広報について（複数回答）

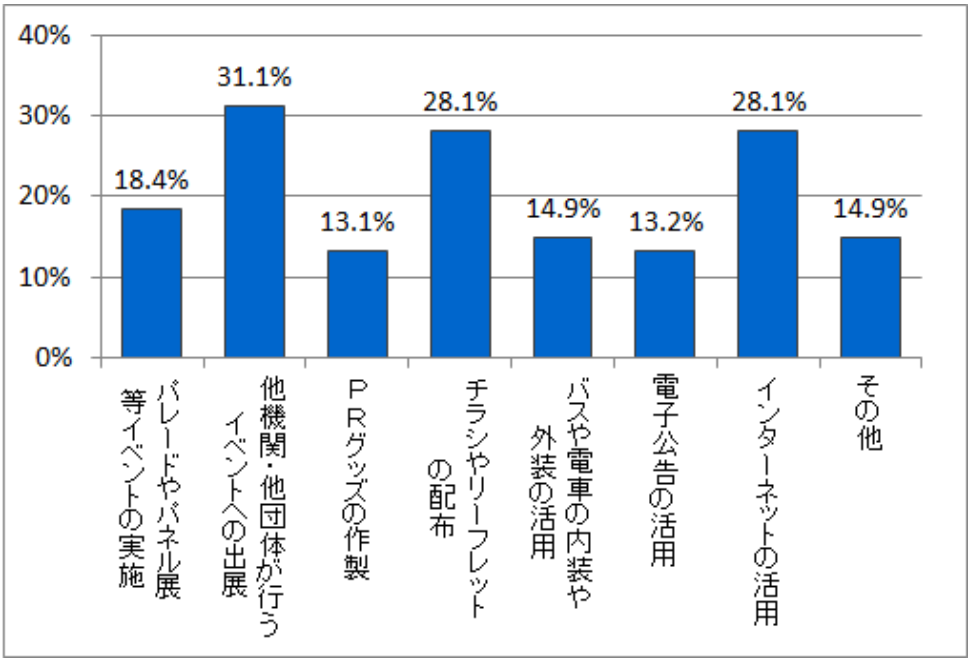

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

② 候補者への適切な説明

＜現状・課題＞

○ 委員就任前に受けていた活動内容の説明と実際の活動との相違を指摘する声が少なくありません。

○ 平成 28 年度の全国調査の結果では、民生委員・児童委員になったことをどう感じているかについて在任期間別にみると、「少し後悔している」、「とても後悔している」の合計は、1 期目の区域担当委員では 14.2%、主任児童委員 12.9%ですが、5 期目以上の委員ではそれぞれ 4.3%、3.2%と減少しています。

また、「とても良かった」「良かった」の合計は、1 期目はそれぞれ 52.8%、53.3%に対し、２期目、３期目、４期目と割合が高くなり、５期目以上の委員は 76.8%、78.0%となっており、在任期間との関係が強いと考えられます。（図１３）

○ 候補者本人が正確に理解するためには、制度や活動内容など、丁寧に説明する必要があります。

図13　民生委員・児童委員となったことをどう感じているか

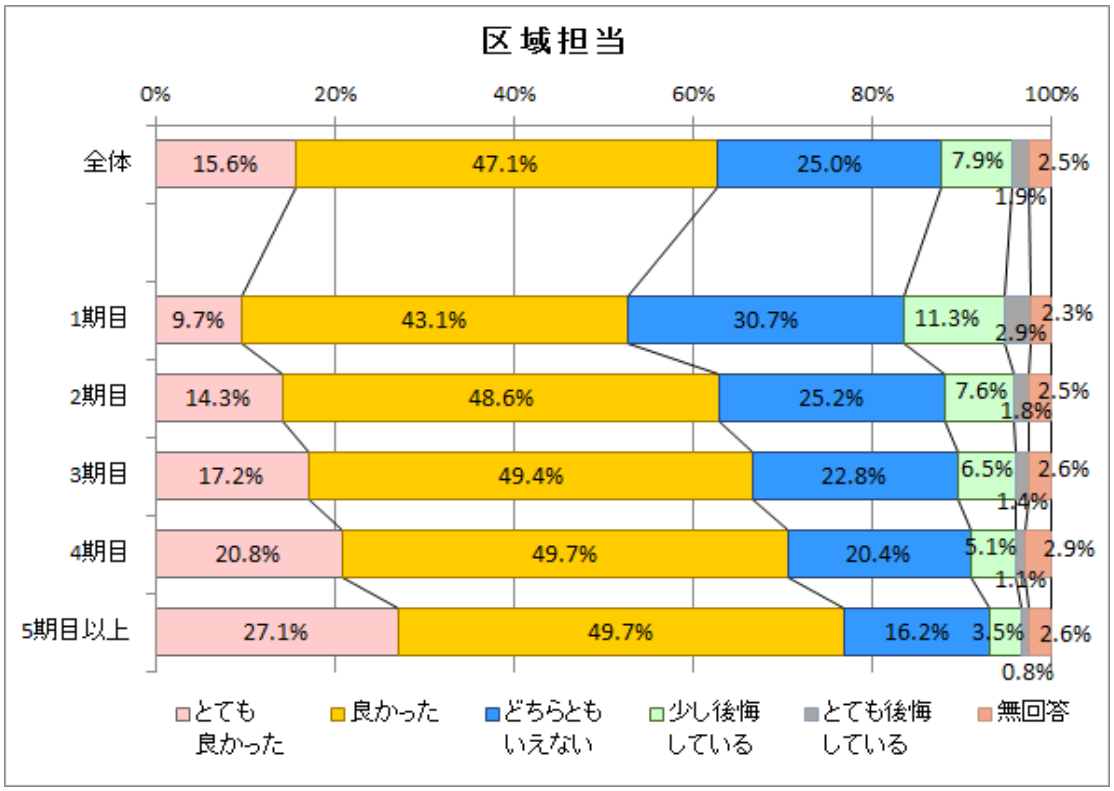

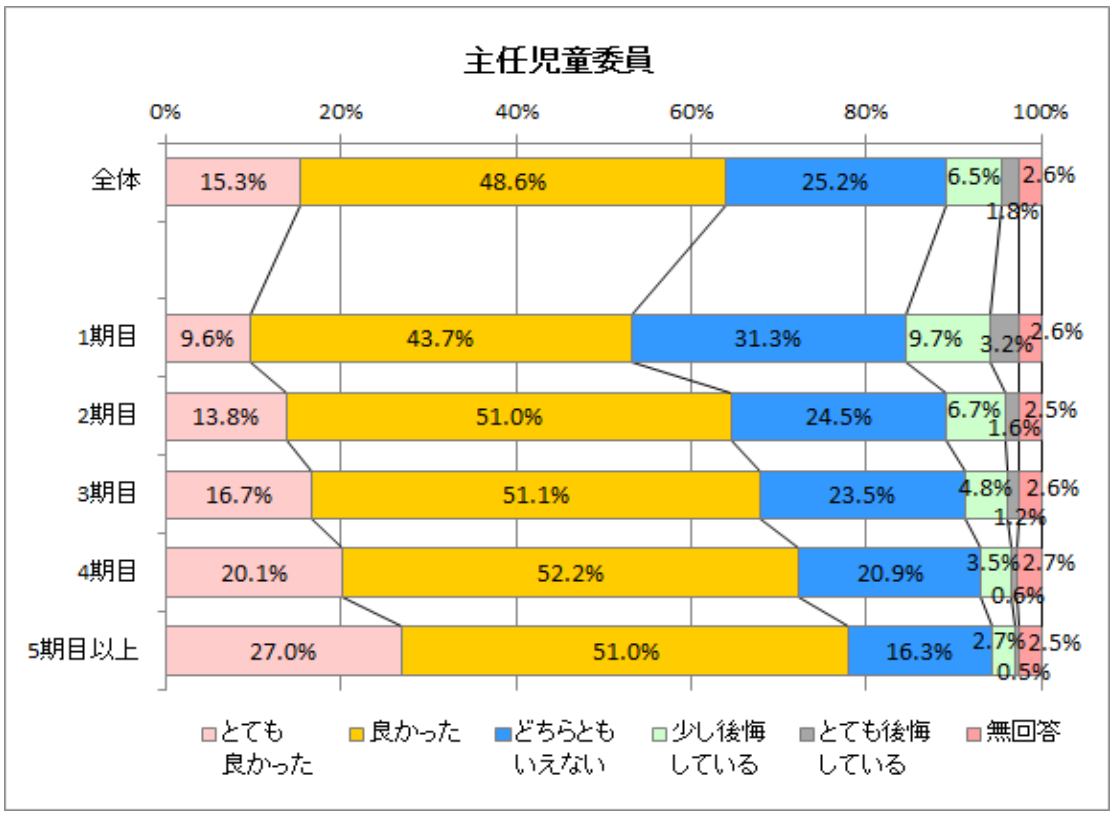

（平成 28 年度全国調査）

＜取組の方向性＞

○　委員就任前の事前説明において、活動上の苦労を含め適切な説明を行うことが求められています。民生委員・児童委員の性格や役割、活動について具体的に説明するためパンフレットを用いて説明することは有効と思われます。

③　候補者の推薦

＜現状・課題＞

○　都内の区市郡支庁民児協事務局に対し、候補者の推薦母体について聞いたところ、推薦形態は、区部と市町村部で傾向が異なり、区部は、ほぼ全地区で町会・自治会から推薦されています。

○　市町村部では町会・自治会からの推薦は半数にとどまる一方、民生委員・児童委員からの推薦（退任する委員自ら後任を探すなど）が７割以上見られます。また、推薦会委員からの推薦も一定程度あります。（図１４）

図14　候補者の人選について（複数回答）

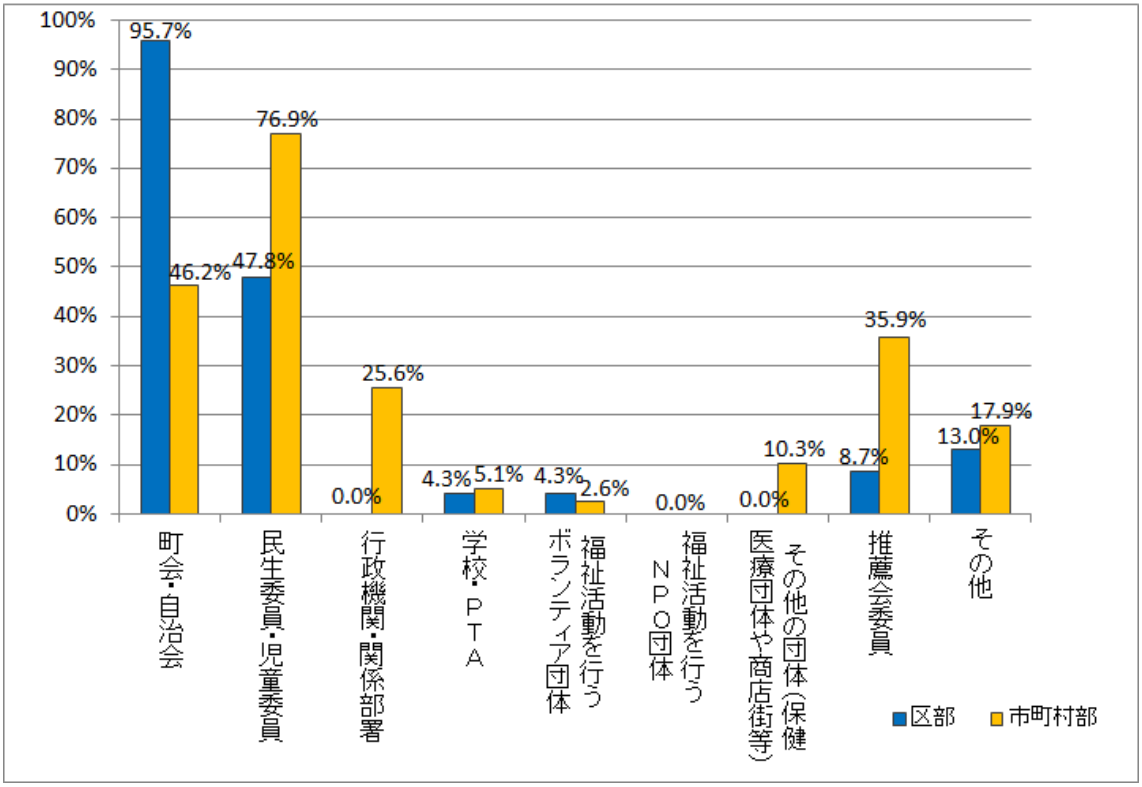

（平成 30 年度福祉保健局生活福祉部調査）

○　適任者の確保が難しい要因を聞いたところ、区部・市町村部とも「活動が大変というイメージが先行している」、「仕事や介護などで活動時間を十分確保できない」、「地域自体が高齢化して適任者を探しにくい」の回答が多くなっています。

また、区部では、「大規模マンションの増加等、居住形態が変化している」、「町会・自治会の加入率の低下」を要因に挙げている地区が多く見られます。

市町村部では、「地域活動において多くの職を兼任しており、委員を引き受ける余裕がない」の回答が多くありました。（図１５）

図15　適任者の確保が難しい要因（複数回答）

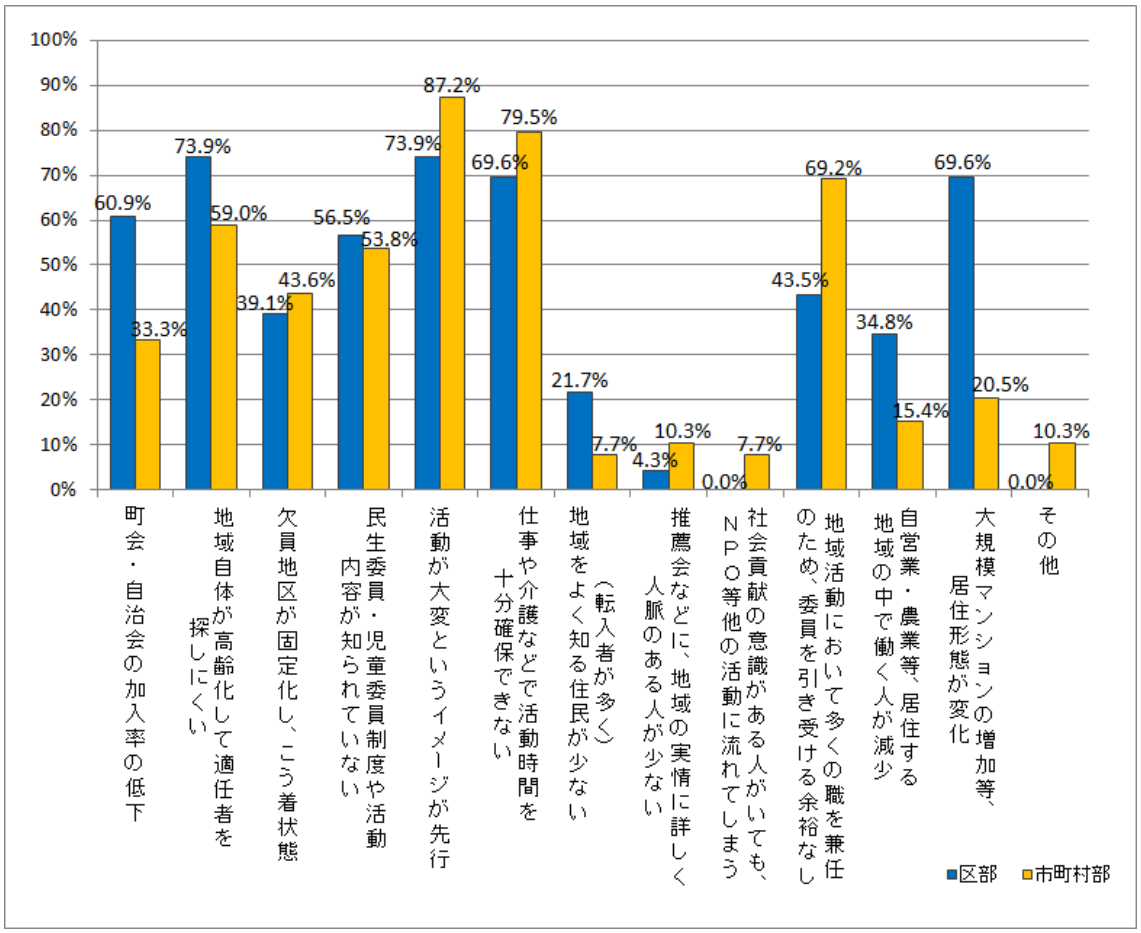

（平成 30 年度福祉保健局生活福祉部調査）

○　民生委員・児童委員のなり手不足の理由について、実態調査では「民生委員・児童委員に限らず、地域団体の役員のなり手がいないため」が区部・市町村部ともに６割を超えています。また、「民生委員・児童委員の職務が大変・忙しいというイメージがあるため」「民生委員・児童委員の職務が十分に理解されていないため」も５割以上となっています。（図１６）

図16　民生委員･児童委員のなり手がいない理由（複数回答）

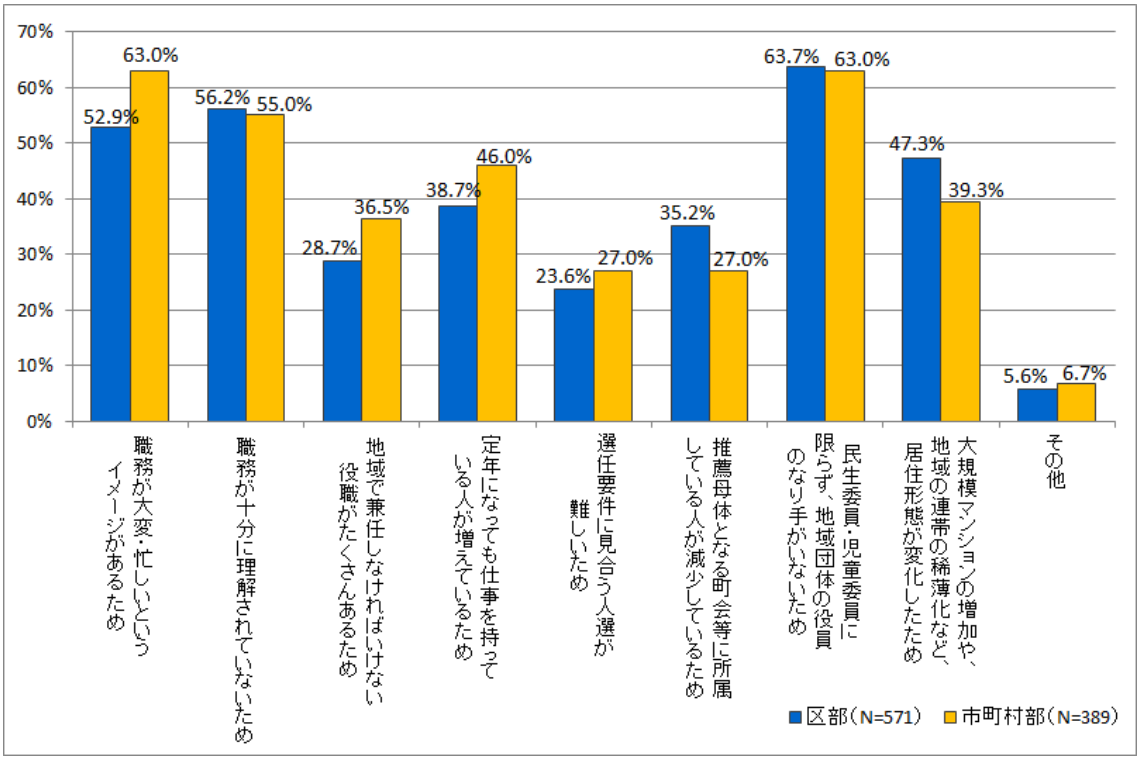

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

＜取組の方向性＞

○　民生委員・児童委員候補者は、自治会・町内会から選任される割合が高いですが、地域には、ボランティアセンターをはじめ、社会福祉法人やＮＰＯ法人、企業、子ども食堂や学習支援、居場所づくり等を行っている民間団体、学校やＰＴＡなど地域の支え手が多く存在しています。また、委員のうち、社会福祉事業従事者は、平成 19 年度に比べて平成 28 年度は２倍以上になっていることも注目されます。

○　こうした地域に貢献している団体や住民に民生委員・児童委員の職務を十分理解していただき、委員候補者の推薦を依頼するとともに、大規模マンションなどの場合、マンションの管理組合を通じて候補者を選任するなど、区市町村が必要に応じて人選の手法を工夫していくことが重要です。

④　民生委員推薦準備会の活用

＜現状・課題＞

○　各区市町村では、民生委員・児童委員の推薦のために民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）を設置しています。また、推薦会の協力機関として、概ね単位民児協ごとに民生委員推薦準備会（以下「推薦準備会」という。）を任意設置しています。

　推薦準備会の委員は、その地域で活動する教育・文化関係団体、女性団体、社会福祉団体、町会・自治会などとなっています。また、都内では 12 区市町村に設置されています。

○　推薦準備会を設置する効果は、以下の３点です。

- 推薦準備会のメンバーが地域で活躍している方の情報を把握しており、人選が行いやすく、また、実質的な審査ができる。
- 推薦準備会に候補者探しを依頼することで期日までに候補者を選出するという責任と熱意をもって人選いただいている。
- 地域の関係機関・団体の方がメンバーになっているため、推薦準備会の運営や推薦準備会による候補者探し自体が、民生委員・児童委員について地域の方々に知っていただく機会になっている。

○　こうした効果により、推薦準備会設置の区市町村の充足率が高い傾向にあります。（表５）

表５　民生委員推薦準備会設置区市町村と未設置区市町村の充足率の比較

（単位:区市町村数）

	80%未満	80%以上 85%未満	85%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上	充足率平均
推薦準備会設置区市町村	0	1	1	5	5	93.6%
未設置区市町村	5	5	11	7	22	89.6%

平成２８年１２月１日現在。八王子市を含む。（福祉保健局生活福祉部作成）

＜取組の方向性＞

○　推薦準備会の設置により、民生委員・児童委員の人材確保について地域住民の理解が得られるなど、一定の成果をあげており、充足率向上のために、推薦会の協力機関として推薦準備会を設置し、進めることは、有効です。

（2）民生委員・児童委員の活動支援に向けた環境整備

住民が抱える地域生活課題の複雑化・多様化に伴う活動の困難性や活動量の増加により、民生委員・児童委員が抱える負担感が増大しています。一方で、活動は大変だけどやりがいがあるとの声も多く聞きます。

活動支援に向けた環境を整備し、負担感の減少により長く活動を続けることができるよう検討します。

① 地域の実情に応じた支援

＜現状・課題＞

○ 東京の地域の姿は、都心部から多摩地域、島しょ部まで、場所によって大きく異なります。また、地域の実情により、民生委員・児童委員を取り巻く環境は様々であり、区市町村が行う民生委員・児童委員への支援も多種多様だと考えられます。

○ 平成 19 年度から開始した民生・児童委員協力員事業は、都内 62 区市町村、399 民児協、定数 1,197 人のうち、平成 30 年 4 月現在、34 区市町、116 民児協、219 人を委嘱となっています。今後の事業利用の意向については、「利活用していく方針」の区市町村が６割、単位民児協が３割、「導入しない」との結論に至った区市町村が４割、単位民児協が７割近くあることが都民連の報告書[6]で述べられており、二極分化にあります。

○ また、協力員の約３分の２が、民生委員・児童委員経験者（ＯＢ）です。

○ 現在、多くの区市町村において、区市町村や社会福祉協議会会長が委嘱する「地域福祉推進員」「高齢者見守り相談員」等、地域福祉に協力を得る委員制度が存在しており、民生委員・児童委員と連携して活動しています。

＜取組の方向性＞

○ 都は、地域の実情に応じた民生委員・児童委員の活動環境整備のための取組を促進するよう、区市町村を支援する必要があります。

○ また、区市町村や民児協において、自地区の状況をよく把握したうえで、特定の委員に偏った負担を平準化することなど、負担軽減の検討も重要です。都は、広域的な立場から、こうした地域の実情を踏まえた検討に対し、必要に応じて支援していくことが求められています。

---

[6] 「民生・児童委員協力員事業の活用に関する報告」平成２９年５月

② 民生委員・児童委員に依頼される業務の多様化

＜現状・課題＞

○ 民生委員・児童委員に対して行政や関係機関等から様々な業務が依頼されています。また、行政は、子供分野、高齢者分野、障害者分野等に分かれており、それぞれの部門から依頼されるなど、民生委員・児童委員の業務負担は高まっています。さらに、中にはその職務を超えるものも散見されます。

○ 民生委員は児童委員を兼ねています。児童福祉法第 16 条及び第 17 条には、児童委員は、区市町村の区域に置かれ、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う旨、規定されています。

○ また、主任児童委員は、児童福祉法第 17 条第 2 項に、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う旨、規定されています。

○ 活動する際の困難さについて、実態調査によると、「活動が忙しい」を「非常にそう思う」「そう思う」と回答した委員が、区域担当では約 50%、主任児童委員においては約 70%を占めています。個別相談活動での対応が難しいことで困難さを感じると回答したのは「非常にそう思う」「そう思う」合わせて半数程度でした。（図１７）

○ 民生委員・児童委員は地域住民の緊急性ある課題に対応せざるを得ない場合があります。民生委員・児童委員に占める就労者の割合が高まる中、行政の担当者に連絡がとれないことが委員の負担になっているという声も多く聞きます。

図17　民生委員・児童委員として活動する際の困難さ

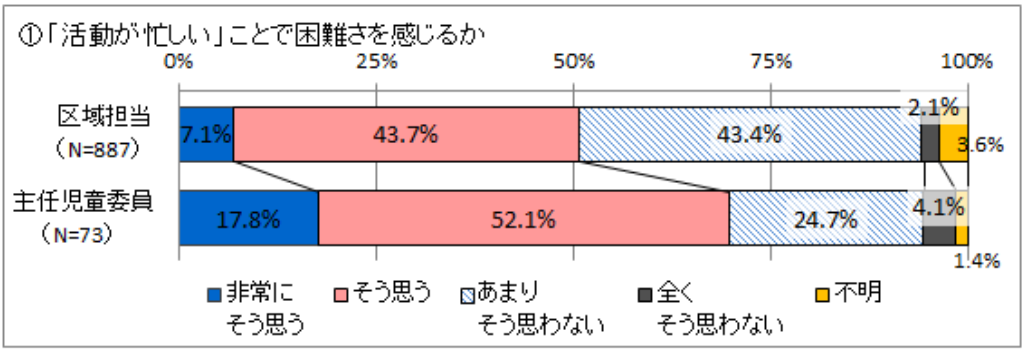

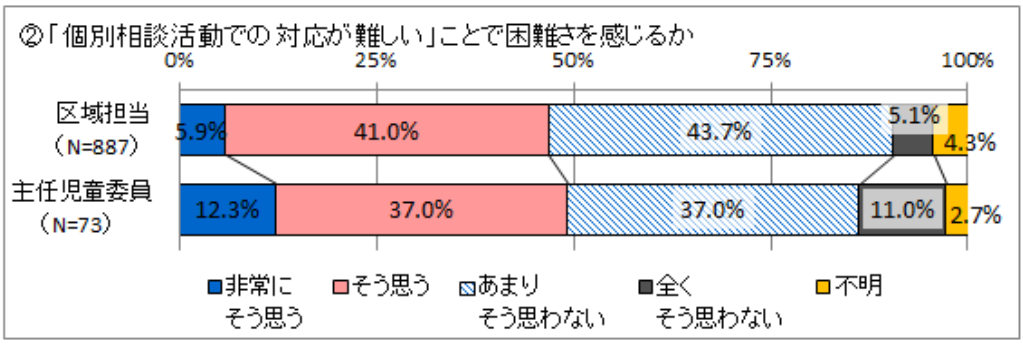

（①～②平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

＜取組の方向性＞

○　今後、地域によって取組が進められていく住民同士の支え合いによる日常生活支援体制の整備や住民参加による地域づくりの進展なども見据え、地域の実情を踏まえながら民生委員・児童委員の活動範囲について整理・検証する必要があります。

○　そのためには、行政の所管部署等が集約し、民生委員・児童委員として必要なものをよく検証した上で依頼・情報提供するよう、民児協から行政の各部署や関係機関等に働き掛けることも必要であり、民生委員・児童委員が地域福祉における住民の中核として、力を効果的に発揮できる環境を整備していくことが必要です。

○　対応が困難なケースや専門的な知識が必要な場合に、行政から適切なアドバイスを受けることや、民生委員・児童委員所管課に庁内を調整する専任職員の配置、区市町村行政機関の閉庁時間帯における民生委員・児童委員からの連絡や相談に応じる体制を整備することは委員の安心感につながります。（図１８）

図18　行政のサポート体制について（複数回答）

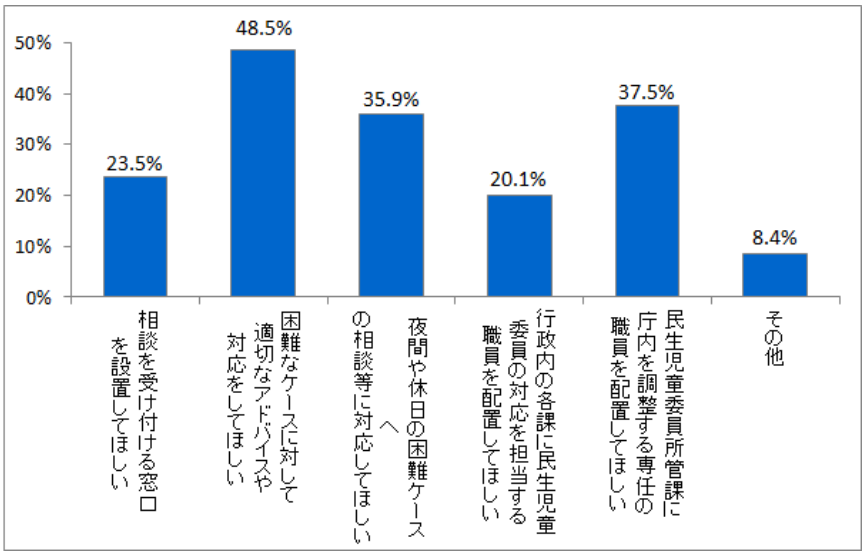

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

③　民児協組織の活性化

＜現状・課題＞

○　民生委員・児童委員はそれぞれが豊かな経験を持っており、個別相談活動や日常的支援活動、行政や関係機関等からの依頼事項への協力などを通じて、これまでの経験や能力を生かして地域福祉に貢献しています。

○　委員活動を続けるうえで大切なこととして、活動のやりがいがあります。活動実態調査によると、区域担当の約 92%、主任児童委員の約 85%は活動にやりがいを「感じている」又は「少しは感じている」と回答しています。（図１９）

図19「民生委員・児童委員活動にやりがいを感じているか」

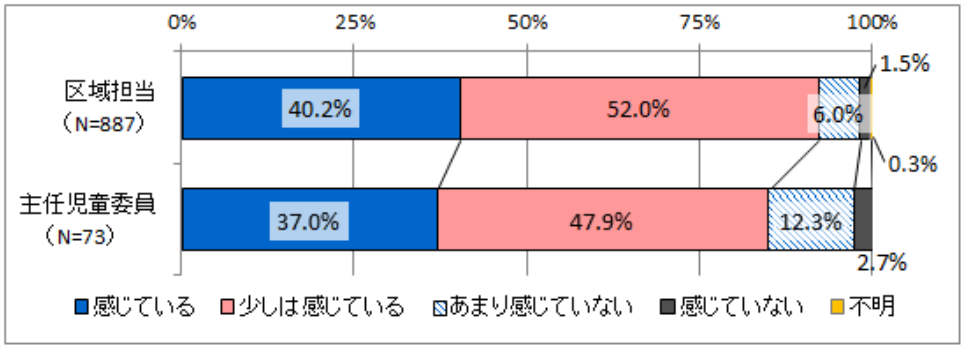

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

○　また、どのようなときにやりがいを感じるかについては、上位の意見が「地域住民の手助けになっていると実感できたとき」「地域住民から感謝の言葉を掛けられたとき」であり、地域との関連性が高い結果となっています。（図２０）

図20 「民生委員・児童委員活動にやりがいを感じるとき」（複数回答）

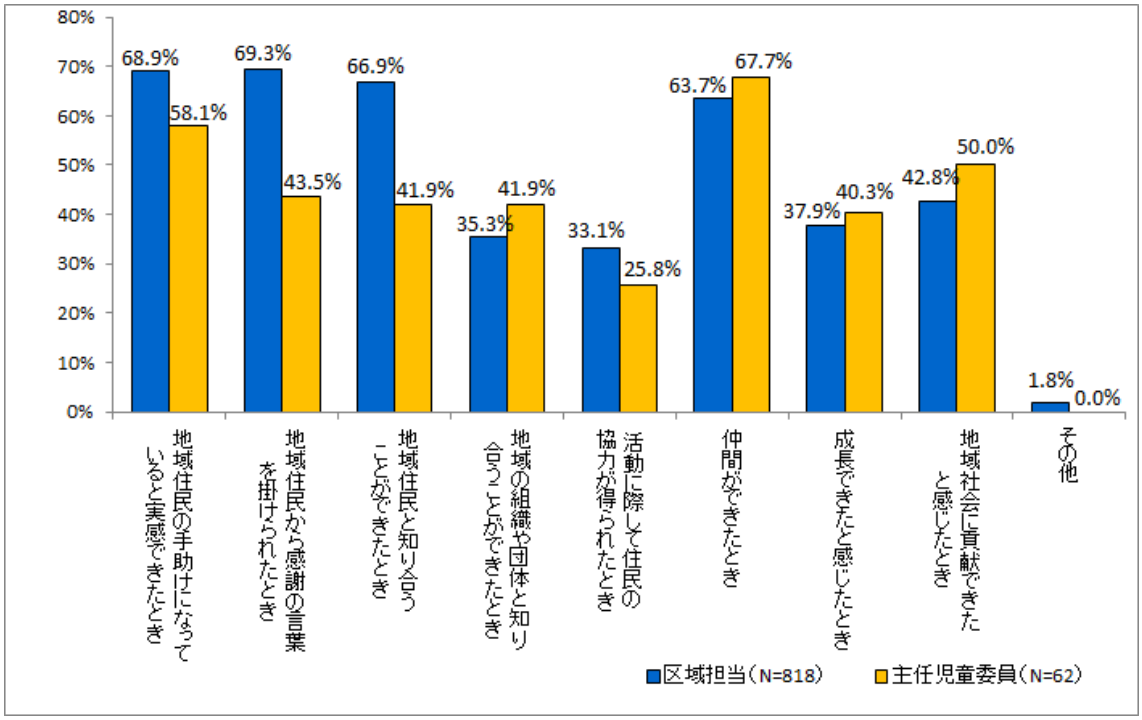

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

○　各民生委員・児童委員がやりがいのある活動を行うため、単位民児協の会長には、単位民児協運営の工夫が求められています。都内の単位民児協 399 のうち、平成 28 年 12 月の一斉改選に伴い、新任会長が 215 人、その割合は 53.9%となっています。

○　一方、民生委員・児童委員として地域の学校や関係機関の行事、冠婚葬祭等への参加が求められることが多くあります。その対応はケースバイケースであったり、個人の意識に任されていたりするなど、どこまでかかわれば良いのか明確でないことが多い状況です。

○　全ての民生委員は、児童委員を兼ねています。虐待や貧困、いじめ、不登校、引きこもりなど子どもを取り巻く問題は、世帯が抱える課題でもあります。児童委員としての使命を意識し、見守りや行事参加を通じて地域の親子と顔見

知りになることから始め、子ども自身の声に耳を傾け、地域で成長を喜び合う関係づくりが重要です。また、気になる親子を見つけたとき、声掛けにも工夫が必要です。

＜取組の方向性＞

○　単位民児協は、各委員が日々の活動を支え合うことで、解決困難な問題を一人で背負わず、協働した取り組みを進めるための場となることが期待されます。また、３年に一度一斉改選があり、会長や民生委員・児童委員が入れ替わる中で、委員が生き生きとやりがいをもって活動できる環境を整備するには、単位民児協運営における会長のリーダーシップが求められています。

○　民生委員・児童委員活動を行政の高齢・子供・障害等の所管別・分野別に整理したわかりやすい活動マニュアルがあれば、活動の困難さが「軽減される」「ある程度軽減される」と回答した方が６割を超えています。（図２１）

図21　行政の所管別･分野別に整理した活動マニュアルにより、活動の困難さは軽減されると思うか

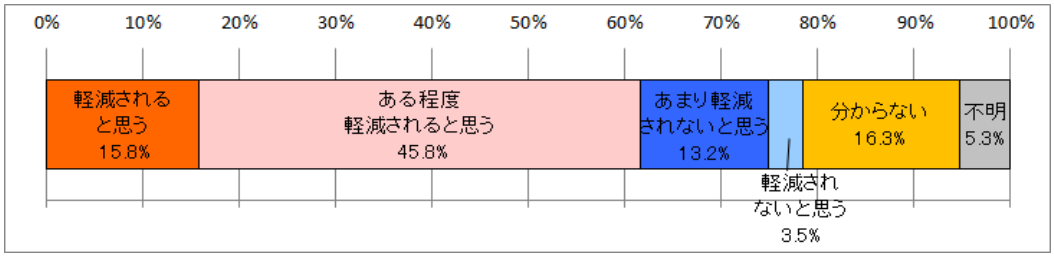

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

○　また、定例会開催の工夫や新旧委員の引き継ぎ方法などを盛り込んだ単位民児協運営の好事例集は、民生委員・児童委員としてのスキルを身につけるために有効であり、一人ひとりの委員が生き生きと民児協活動に参画し、個別支援や地域における実践力の向上を目指します。

○　さらに、民児協組織の活性化のためには、毎月の定例会において報告、連絡だけでなく、民生委員･児童委員同士で意見を出し合える時間を確保するなど、工夫が必要だと考えます。

○　地域の冠婚葬祭等への対応や学校、関係機関からの行事参加依頼への対応については、民児協を中心に協議し、参加すべき範囲などについて、行政や主催者側の学校・関係機関、町会・自治会等と申し合わせをする機会を持つことが必要です。

○　あわせて、民生委員・児童委員は、日頃から学校行事等への積極的参加や登下校時の見守り等を通じて、地域の子どもたちの「身近な大人」となれるような関係づくりを進めることが期待されます。

○　委員として、「気になる家庭」について地域住民から積極的な情報提供を得られる関係づくりが期待されるとともに、課題を抱える親子を把握した際には、区市町村の児童福祉担当部署や児童相談所など適切な支援につなぐとともに、学校や関係機関・団体との役割分担のもと、自らも身近な相談相手として寄り添っていくことが求められます。

　さらに、適切に声掛けができるためのスキルを研修などにより身につけることが必要です。

④　民生委員・児童委員同士の支え合い

＜現状・課題＞

○　地域課題を丸ごと受け止め、住民に寄り添いながら適切な支援につなげる上で、民生委員・児童委員に求められる役割が大きくなっています。

　民生委員・児童委員が地域で長く活躍していくためには、負担感の軽減や活動のやりがいとともに活動の支えが必要です。

○　実態調査によると、活動の支えになっていることについて、区域担当、主任児童委員ともに高い回答となっているのは、「相談に乗ってくれる先輩や仲間の存在」「先輩や仲間のアドバイス」であり、活動における民生委員・児童委員同士の支え合いが重要であることが示されています。（図２２）

図22 「民生委員・児童委員活動の支えになっていること」（複数回答）

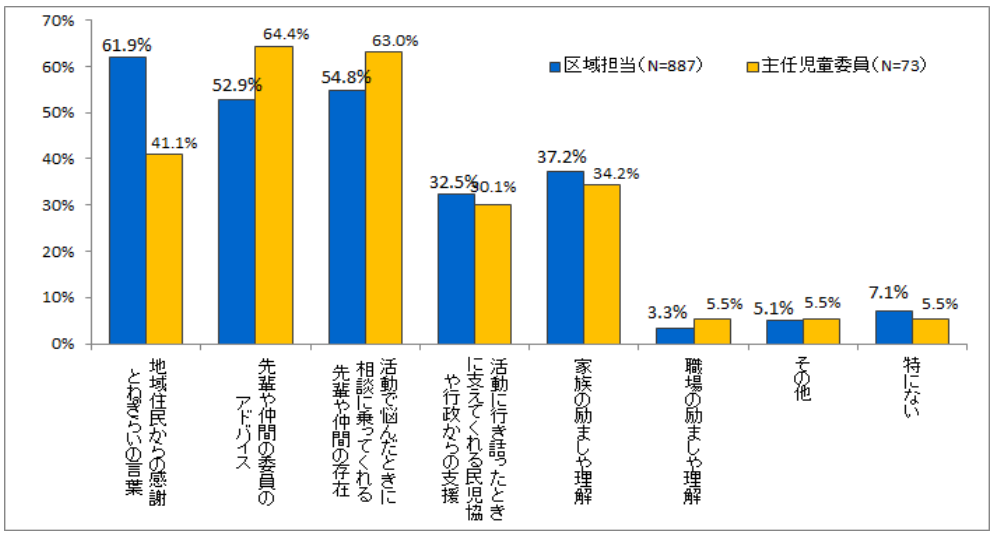

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

○　住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もいます。また支援が必要なときに、担当地区の委員が不在ということもあります。

○　新任の方は、「これまで福祉にかかわったことがないので自信がない」「民生委員・児童委員として具体的に何をすればよいのか分からない」など、不安やとまどいを抱えています。

○　そこで、新任委員が困ったときに、その不安に寄り添い、疑問に答えていく体制を整備することが求められています。

＜取組の方向性＞

○　民生委員・児童委員活動に不安を感じたときに、仲間や先輩の委員から相談への対応についてアドバイスを受けたり、民児協の定例会等で事例検討の場を設けて、経験のある民生委員・児童委員から学ぶ機会を担保したりするなどの対策を講じる必要があります。

○　班活動は、近隣の委員同士４人～6 人で活動するものであり、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動です。例えば新任委員が先輩委員と一緒に活動することで、不安やとまどいが軽減される効果もあります。また、班を作ることで、住民に対する相談支援の充実につながることも期待されます。（表６、図２３、図２４）

○　加えて、小学校単位など小地域圏域ごとの比較的少人数のグループを設置することで、委員が十分に発言する機会が確保され、意見交換を通じて、一緒に地域を見守る意識の醸成につながります。

○　例えば、豊島区では、班会や高齢者サロン、子育てサロン、関係団体との懇談会などの班活動を行うことにより、地域の様々な団体に対し、民生委員・児童委員をＰＲすることができ、連携協力が深まっています。また、より小地域での顔の見える情報交換や課題の共有ができ、ネットワークが広がっています。

○　また、小平市ではお互いの担当地域の状況や社会資源を知る機会としているほか、必要な場合にはペアで訪問するなどして、いつでも気軽に相談したり協力し合える雰囲気づくりに努めています。

○　班活動を広げることによって、民生委員・児童委員同士の支え合いが進むとともに、やりがいをもって活動ができます。さらに、地域とのつながりが広がります。

表6　班の設置状況

	区市郡支庁	割合
班の設置がある区市郡支庁民児協	31 地区	57.4%

	単位民児協	都全体	区部	市部	町村部
班の設置状況	101 地区	25.3%	21.2%	36.2%	10.0%
1民児協あたりの班設置数（平均）		4.0	4.0	3.9	5.0

（平成 28 年度都民連調査）

図23　班編成のイメージ

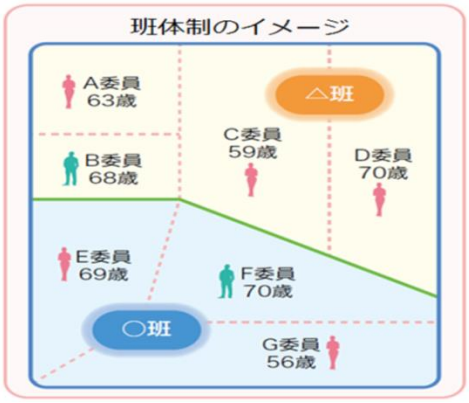

図24　班活動について

（1）班活動の取組についての意見

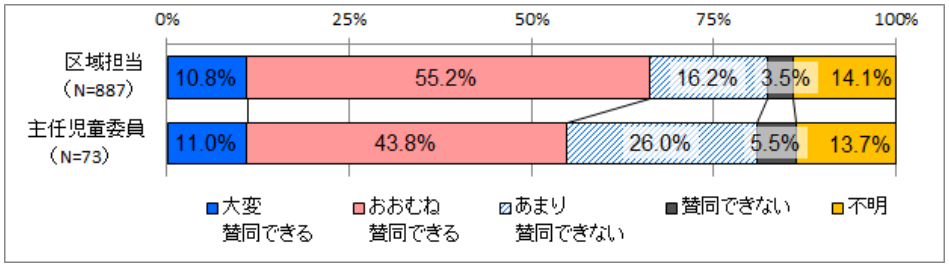

（2）「委員同士の支え合いを進める仕組み」としての班活動の効果

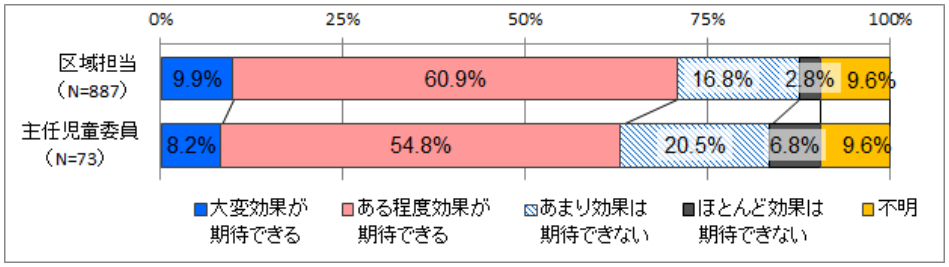

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

○　前任者から新任民生委員・児童委員に十分な引継ぎを行うとともに、心構えや職務内容の研修を行うこと、また、新任委員に先輩委員や会長がコーチ役として悩みなどを聞く機会を設けることは、困ったときに気軽に相談できるメリットがあり、新任委員の孤立感を軽減し、民生委員・児童委員活動を長期間続けてもらうために有効です。（図２５、図２６）

図25　単位民児協における新任委員の人材育成の取組

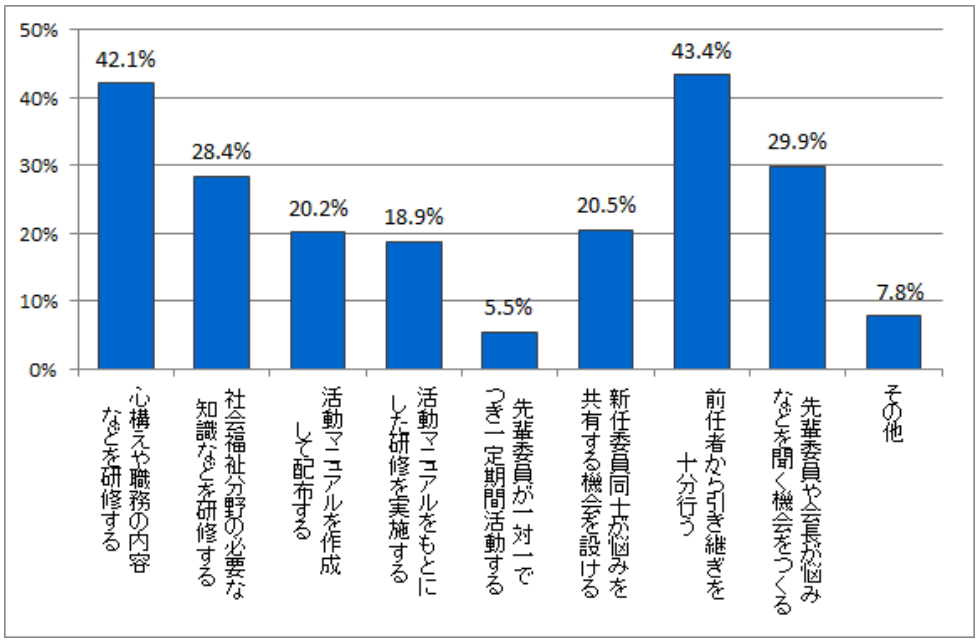

図26　新任委員の人材育成の望ましい取組

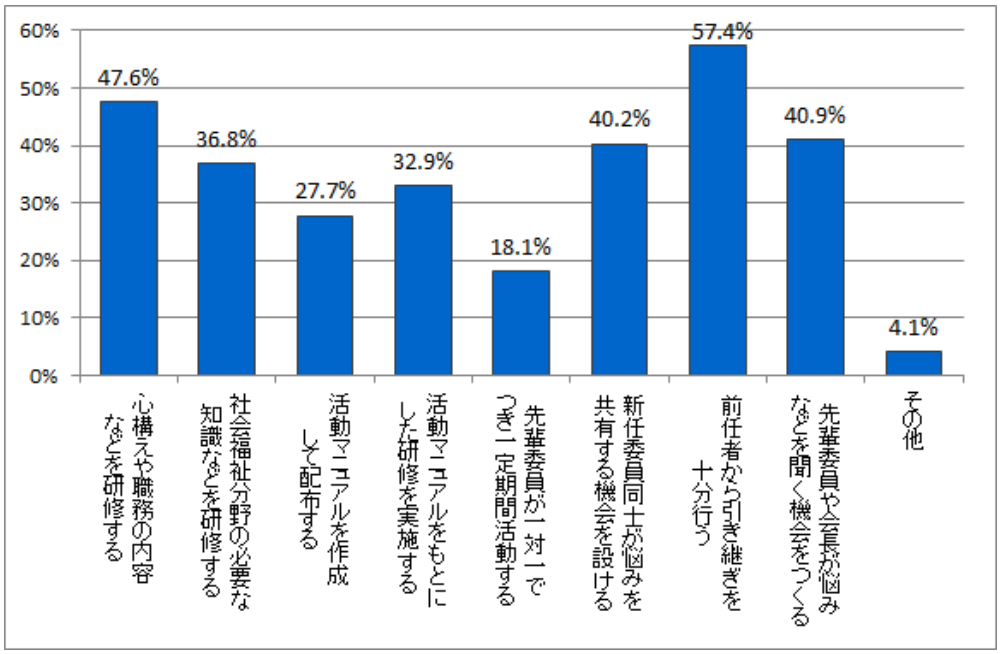

（平成 30 年度民生委員・児童委員活動実態調査）

⑤　民生委員・児童委員活動における連携強化

＜現状・課題＞

○　民生委員・児童委員活動を円滑に行うためには、行政や関係機関等との連携が重要です。

○　民児協活動は区市町村行政、社協、小中学校等、幅広い関係機関との連携のもとに進められています。これら関係機関との連携状況について聞いたところ、最も多く「強く連携できている」は「地域包括支援センター」であり（63.5%）、「福祉事務所・役所の福祉担当課」（48.5%）、「区市町村社協」（42.7%）と続きました。（図２７）

図27　関係機関との連携状況

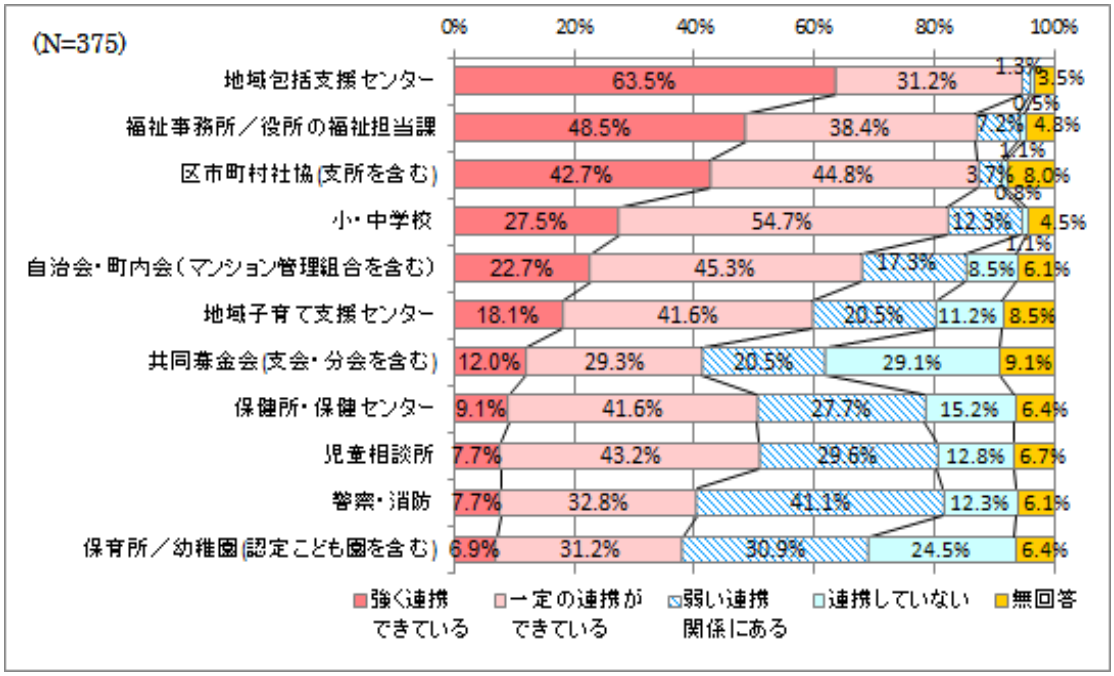

○　　近年、民生委員・児童委員に寄せられる期待の高まりのなか、関係機関から民児協に寄せられる依頼事項も拡大傾向にあり、それが負担の拡大にもつながっているとされています。そこで、関係機関との連携・協働に伴う負担感を聞いたところ、「まったく負担ではない」との回答が最多であったのは「地域包括支援センター」でした。（図２８）

○　また、「まったく負担ではない」、「あまり負担ではない」の合計が、「福祉事務所・役所の福祉担当課」「小・中学校」では 80%を超え、「区市町村社協」、「自治会・町内会（含マンション管理組合）」では 70%を超えていました。

図28　関係機関との連携に伴う負担感

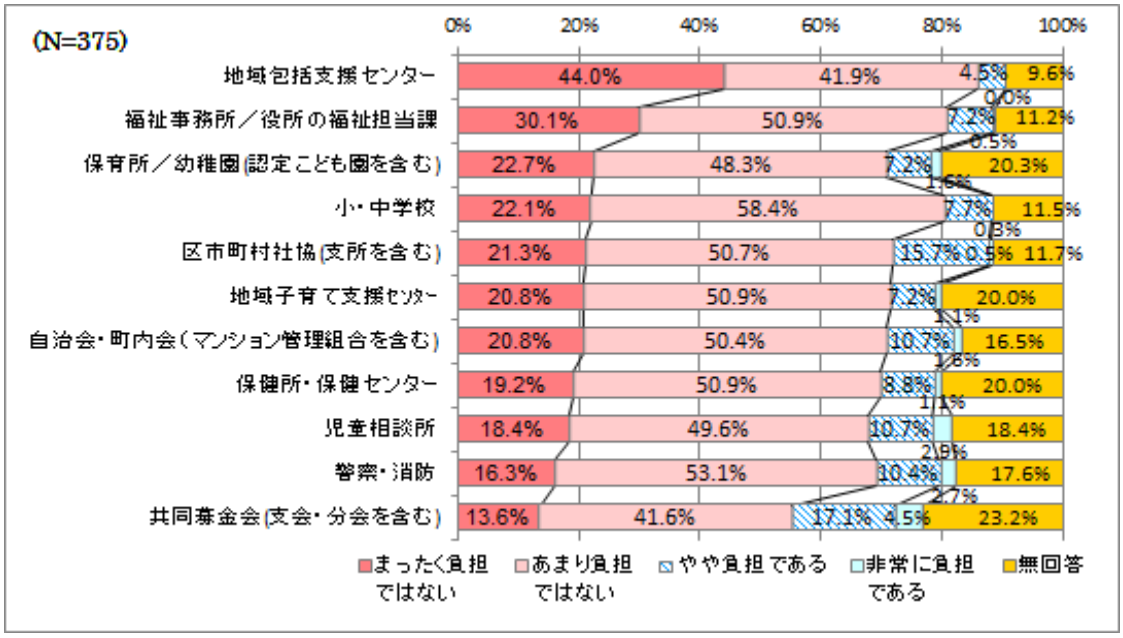

○　関係機関との連携・協働が民児協にとって有意義か（役立っているか）を聞いたところ、「非常に役に立っている」との回答が過半数であったのは、「地域包括支援センター」、「福祉事務所・役所の福祉担当課」、「区市町村社協」でした。（図２９）

図29　関係機関との連携の効果

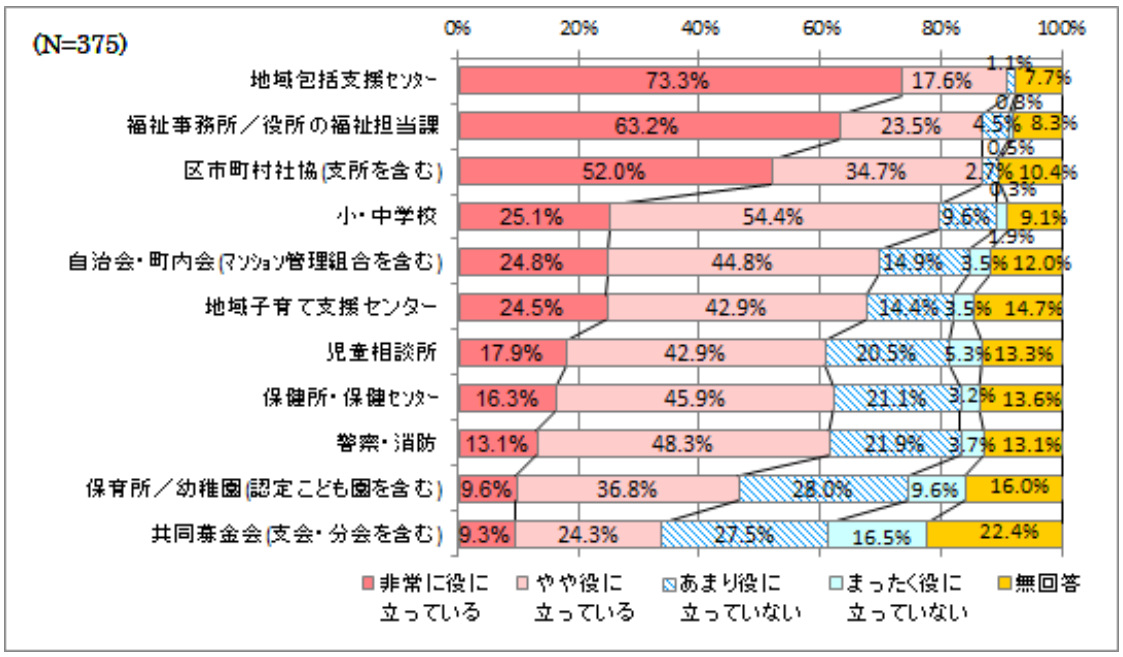

（図 26～図 28　平成 28 年度全国調査のうち東京都分）

＜取組の方向性＞

○　民生委員・児童委員には、地域住民との信頼関係、自治会・町内会との協力関係、行政や社協等との強いつながりがあります。

○　民生委員・児童委員へ依頼される業務は多様化しており、関係機関との連携強化がより必要になっています。困難と思われていた課題が円滑な連携により解決につながったり、現在の活動が進展したりする可能性をもっています。

○　一層の連携を通じて、地域住民や行政、関係機関等に民生委員・児童委員をＰＲすることにもなり、ひいては、民生委員・児童委員の新たななり手の発掘にも繋がるものです。都や都民連は、こうした取り組みを全都的に広めていくよう支援する必要があります。

○　また、民生委員・児童委員には、調査や友愛訪問等のあらゆる機会を利用しながら、住民一人ひとりのニーズをきめ細かく把握し、必要なサービスにつなぐ役割、ニーズの解決に向けて寄り添う支援が求められています。

　サービスにつなぐことが難しい課題は、民生委員・児童委員だけで悩まず、地域の課題として、地域福祉コーディネーターなどの専門職などの関係者とともに解決していく取組が求められています。

○　さらに、民生委員・児童委員が気になる高齢者や児童虐待に関する連絡通報等を行った際、その後、どのように対応され解決されたのか等、不明な場合が多く、連携が途絶えることのないよう、フィードバックするなど、連絡通報を受けた機関は事後対応を行うことが望まれます。

○　自分が関与したケースが具体的にどの機関につながれ、どのように対応されたかフィードバックにより理解し、こうした実践の積み重ねにより、民生委員・児童委員のつなげる力の向上につながります。

⑥民生委員・児童委員活動費について

＜現状・課題＞

○　民生委員・児童委員活動、民児協活動に対する公的補助としては、国として地方交付税に算入し、活動費の支弁は、政令市、中核市を除き、都道府県を介し、区市町村から各委員、民児協に行われています。

○　民生委員・児童委員の負担拡大が指摘されていますが、その一部として経済的負担もあります。委員活動の多様化、担当世帯数の増加等を背景に、訪問活動に要する通信費（電話代等）、交通費等も増加せざるを得ない状況にあります。

　また、例えば、地域の中の民生委員・児童委員活動の PR やサロン活動の開催や参加など、民児協の自主的な活動を活発化しようとすると、それに伴う財源が必要ですが、公的補助が限られる現状では委員自身が負担する会費、もしくは委員個人にその財源を求めざるを得ません。

○　都では、民生委員・児童委員活動費を一人一月あたり 8,600 円交付しています。区市町村から民生委員それぞれに支弁されている委員活動費（実費弁償費）については、自治体ごとに差があります。

○　民生委員・児童委員への期待が高まり、活動も多様化する中にあっては、各委員の経済的負担は拡大する傾向にあり、早期退任の一因との指摘もあるところです。

＜取組の方向性＞

○　民生委員・児童委員は無報酬で活動するものですが、活動に要する実費については、適切に支弁されることが必要です。特に個々の委員に支弁される活動費については、委員活動の広がり、担当世帯数の増加等を踏まえ、適切な額が支弁されることが望ましいと考えます。

○　今後は単位民児協が一人ひとりの委員を支える機能を果たしていくことが一層重要であり、それを委員の負担に負うのではなく、単位民児協の活動を支える財政基盤の確立が不可欠です。

５　最終報告に向けて

○　民生委員・児童委員は、これまでも同じ地域で暮らす委員として住民の課題をわが事として捉え、年齢も内容も問わず、世帯丸ごと受け止めてきました。まさに、地域共生社会を先取りしていると言えます。

○　地域共生社会において、民生委員・児童委員が適切に応えていくためには、行政や専門機関、関係機関との連携や協力が必要です。

○　　また、民生委員・児童委員が地域において積極的な取り組みを推進していくためには、環境の整備が不可欠です。全民児連が作成した「児童委員制度創設７０周年全国児童委員活動強化推進方策 2017」では、環境整備には、主に民児協内の「内的環境の整備」と、住民の理解等の「外的環境の整備」があるとされています。

○　　内的環境の整備としては、民児協の機能強化が重要となります。民児協内の取り組みについては、各民児協の委員数、委員の経験年数をはじめ、実情に即して考えていくことが適当です。

○　　一方、外的環境の整備としては、地域住民や関係機関等において、民生委員・児童委員、主任児童委員の存在やその役割について正しい理解を進めていくことが大切です。そのためには、地域行事や学校行事への積極的参加をはじめ、種々の PR 活動を通じて、継続的に広報に努めていくことが重要です。

○　今後は、民生委員・児童委員の候補者発掘や、周知の仕組み、また、東京版活動強化方策の推進策のうち、個別支援活動の向上、民児協組織強化、児童委員活動の充実、協働による地域福祉活動について、最終報告に向けた検討を行います。

○　その際には、今後、地域において取り組みが進められていく住民同士の支え合いによる日常生活支援体制の整備や、住民参加による地域づくりの進展なども見据えながら検討を行います。